

神田みどり保育園 2・3歳保育室 トイレ改修工事

意匠図					
A-01	改修特記仕様書（1）				
A-02	改修特記仕様書（2）				
A-03	改修特記仕様書（3）				
A-04	改修特記仕様書（4）				
A-05	改修特記仕様書（5）				
A-06	改修特記仕様書（6）				
A-07	改修特記仕様書（7）				
A-08	工事概要・付近見取図・配置図	1:200			
A-09	仮設計画図	1:100			
A-10	既存 1階平面図	1:100			
A-11	既存 2階平面図・屋根伏図	1:100			
A-12	仕上表・平面詳細図・展開図・天井伏図	1:50			
A-13	建具表・家具図・部分詳細図	図示			
A-14	劣化図	1:50			
A-15	断面図 【参考図】	1:100			
A-16	既存 立面図（1） 【参考図】	1:100			
A-17	既存 立面図（2） 【参考図】	1:100			

2024.04 神田みどり保育園2・3歳保育室トイレ改修工事 特記仕様書																																																	
項目		特記事項																																															
<p>I 工事概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 工事場所 高知市 神田47番地4 工事種目 鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ面積 539.94m² <p>1) トイレ改修 一式</p> <p>3. 関連工事等 ◎電気設備工事 ◎機械設備工事 ガス設備工事 昇降機設備工事 植栽工事 合併処理装置設置工事 外構工事</p> <p>4. 別契約工事 神田みどり保育園外壁等改修工事</p> <p>5. 概工期 ①完成期限()日前 (令和 年 月 日)</p> <p>6. 部分使用(工事請負契約書第34条第1項) 令和 年 月 日からは、全ての室内部分を使用する。</p>		<p>配置人員の資格</p> <ul style="list-style-type: none"> 1名以上/1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者(1級又は2級)を配置する工事。 ※交通誘導に関し、1名以上/1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>資 格 要 件</th> <th>配 置 人 數</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1, 2級交通誘導警備</td> <td>交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識及び技能を有すると認めたもの(交通誘導警備員A)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員B</td> <td>交通誘導警備法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <p>15</p> <p>10) 工事安全計画書</p> <p>建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。</p> <p>11) 総括安全衛生管理義務者の指名</p> <p>労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名をする。</p> <p>12) 発生材の処理</p> <p>産業廃棄物の運搬、処分等については、1.3.12により適切に処分するものとし、[1.3.12]事前に監督職員に処理計画書を提出する。 産業廃棄物の運搬、あるいは処分を他業者に委託する場合は、書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。 自己処分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けたうえで承諾を得る。(積替・保管についても同様とする) 産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下廃棄物処理法という)施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。 また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影(現場搬出時及び処分場到着時)し、随時監督職員に報告する。 廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分(埋立処分、海洋投入処分又は再生)を終了しなければならない。 また、産業廃棄物管理票(以下マニフェストといふ)により適正に処理されていることを確認することも、監督職員にそのE票の写しを提出する。 ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。 この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのB2票の写しを提出する。また、最終処分終了後速やかにE票の写しを提出する。 なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。 ・引渡しを要するもの () ・現場再利用を図るもの () ④再資源化を図るもの (※コンクリート ※コンクリート及び鉄から成る建設資材 ・敷地調査共通仕様書 (令和4年版) ○建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)</p> <p>特別管理産業廃棄物の施工計画調査</p> <p>※行う 行わない</p> <p>分析調査</p> <p>※施工計画調査の結果により、監督職員と協議する。 ・行う () 行わない</p> <p>13) 再生資源利用(促進)計画書及び実施書の提出(請負額100万円以上)</p> <p>再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成し、提出は以下による。 a) COBRISについては、建設副産物情報センターのホームページ(http://www.recycle.jacic.or.jp)より、利用申請等を行うことができる。 b) 建設資材の利用量の大小や有無に問らず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式1)を、完成資料として監督職員に提出する。 c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に問らず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式2)を、完成資料として監督職員に提出する。 d) 受注者は再生資源利用(促進)計画書(現場掲示用様式)を工事現場の見やすい場所に掲げること。 e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後5年間保存する。</p> <p>14) 工事の保険</p> <p>工事請負契約後、速やかに工事目的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。保険期間は、工事着工のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。</p> <p>15) 契約保証</p> <p>※金銭的保証方式</p> <p>・有 ○無</p> <p>「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)及び「高知県グリーン購入基本方針及び実施計画」に基づき、重点調達品目については、積極的に利用すること。なお、重点調達品目の中でも木材・木材製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法律に照らして合法なものを使用する。 木材・木材製品等については、県産木材納入証明書、県外産合法木材納入証明書を監督職員に提出すること。</p> <p>16) 前払金支出割合区分補正</p> <p>事前調査の報告 一定規模以上の工事は労働基準監督署と高知市に報告が必要となる 事前調査範囲 ※改修範囲 貨与資料 ※有 (○既存の設計図書 ○石綿含有分析調査報告書(天井:石こうボード)含有無)</p> <p>17) 証明書の提出(グリーン購入法)</p> <p>分析調査 ※書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。 ○行う (調査建材使用部位:壁 調査建材名:石こうボード 検体数:1) 分析方法 定性分析 定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。</p> <p>18) 石綿含有建材の調査</p> <p>19) 施工数量調査</p> <p>調査範囲 ※図示・改修建物の外壁、軒天、バラベット [1.6.2] 調査方法 ※外部足場を使用した目視及び打診 破壊部分の補修方法 ※現状に復旧 外壁改修は、外壁改修ロードに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量(幅、長さ、面積)の調査を行う。 また、その調査の結果を立面図等に記載し集計表を添えて電子データと共に、監督職員に報告する。(必要に応じ写真等を添付する)</p> <p>20) 技能士及び技能資格者</p> <p>※適用する (○:一級、●:二級) [1.7.2][1.7.3]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 事 種 別</th> <th>技 能 檢 定 の 作 業 の 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・仮設工事</td> <td>※ ●とび作業(又は足場組立作業主任者) ·</td> </tr> <tr> <td>・鉄筋工事</td> <td>※ ○鉄筋立て作業</td> </tr> <tr> <td>・コンクリート工事</td> <td>・ ○コンクリート圧送工事作業 · ○型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>・鉄骨工事</td> <td>※ ●とび作業</td> </tr> <tr> <td>・ブロック・ALCパネル工事</td> <td>・ ○コンクリートブロック工事作業 ・ (単一)エーエルシーパネル工事作業</td> </tr> <tr> <td>○防水工事</td> <td>・ ○アスファルト防水工事作業 ・ ○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ ○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ ○合成ゴム系シート防水工事作業 ・ ○塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ ○セメント系防水工事作業 ○シーリング防水工事作業 ・ ○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ ○FRP防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・石工事</td> <td>※ ○石張り作業 ·</td> </tr> <tr> <td>・タイル工事</td> <td>※ ○タイル張り作業 ·</td> </tr> <tr> <td>・木工事</td> <td>※ ○大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>・屋根及びとい工事</td> <td>・ ○かわらぶき · ●スレート工事作業 · ○内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>○金属工事</td> <td>○鋼製下地工事作業 · (単一)金属製バルコニー工事作業</td> </tr> <tr> <td>・左官工事</td> <td>※ ○左官作業 ·</td> </tr> <tr> <td>○建具工事</td> <td>・ ○ビル用サッシ施工業 ○木製建具製作 ○ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>・カーテンウォール工事</td> <td>※ ○金属製カーテンウォール工事作業 ·</td> </tr> <tr> <td>○塗装工事</td> <td>※ ○建築塗装作業 ·</td> </tr> <tr> <td>○内装工事</td> <td>○プラスチック系床仕上げ工事作業 · ○壁作業 ・ ●カーペット系床仕上げ工事作業 · ○畳作業</td> </tr> <tr> <td>・植栽工事</td> <td>○ボード仕上げ工事作業 ·</td> </tr> <tr> <td>○その他</td> <td>○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) 又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) ・ ○家具手加工作業</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用する技能士について、当該資格を有することができる書類及び資格者が特定できる書類(運転免許証等)の写しを提出する。</p> <p>21) 化学物質の室内濃度の測定</p> <p>化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、[1.7.9]報告書を監督職員に提出する。 ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のにおける連絡等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。 測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。</p> <p>測定方法 ※厚生労働省「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。 測定対象化学物質 ※ホルムアルデヒド ※トルエン ※キシレン ※エチルベンゼン ※スチレン ※パラジクロベンゼン · 測定箇所 ()箇所 施工前・施工後(計 回測定) 測定対象室 () なお、測定結果が厚生労働省の定める指針値を超える場合は、原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。 1) 何らかの対策が施された場合。 2) 減濃測定の結果が、本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。 3) 減濃測定が、使用開始後(備品の搬入等を含む)に行われた場合。 本工事の引渡し後、あるいは、使用開始後に室内の揮発性有機化合物(VOC)の濃度測定が行われ、測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合には、受注者は、工事引き渡し後であっても、その原因究明に当たって協力しなければならない。 また、本工事の施工が原因となって、化学物質の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は、受注者の負担により、その対策を講じなければならない。</p> <p>内部養生に合板又は構造用パネルを使用する場合、その合板または構造用パネルのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆、又はそれと同等と認められる製品を使用する。</p> <p>本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(記載順序は不同)また、「評価名簿による」と特記されたものについては、(一社)公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。 ただし、同等とする場合は、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>県内産資材の優先使用</p> <p>本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督職員の確認を受けること。 注1: 県内産資材とは、高知県内で生産した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で生産した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。 ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で生産されたものとする。 注2: 県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。</p> <p>公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。</p> <p>本工事に使用する材料及び工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応したものとし、速度圧を求める場合の風速(Vo)及び地表面粗さ区分は、次の数値とする。 風速(Vo): ※ 38m/sec 36m/sec 地表面粗さ区分: ※ III · II</p> <p>内外部とも仕上出隅で利用者の手の届く範囲は、図示が無くとも原則として全て面取りを施す。 木部(家具を含む) 6mm程度 コンクリート、モルタル部 20mm程度 鉄部、金属部 3mm程度 建具類等、上記により難い場合は、監督職員と協議する。</p>	資 格	資 格 要 件	配 置 人 數	1, 2級交通誘導警備	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識及び技能を有すると認めたもの(交通誘導警備員A)	人	交通誘導警備員B	交通誘導警備法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの	人	工 事 種 別	技 能 檢 定 の 作 業 の 種 別	・仮設工事	※ ●とび作業(又は足場組立作業主任者) ·	・鉄筋工事	※ ○鉄筋立て作業	・コンクリート工事	・ ○コンクリート圧送工事作業 · ○型枠工事作業	・鉄骨工事	※ ●とび作業	・ブロック・ALCパネル工事	・ ○コンクリートブロック工事作業 ・ (単一)エーエルシーパネル工事作業	○防水工事	・ ○アスファルト防水工事作業 ・ ○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ ○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ ○合成ゴム系シート防水工事作業 ・ ○塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ ○セメント系防水工事作業 ○シーリング防水工事作業 ・ ○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ ○FRP防水工事作業	・石工事	※ ○石張り作業 ·	・タイル工事	※ ○タイル張り作業 ·	・木工事	※ ○大工工事作業	・屋根及びとい工事	・ ○かわらぶき · ●スレート工事作業 · ○内外装板金作業	○金属工事	○鋼製下地工事作業 · (単一)金属製バルコニー工事作業	・左官工事	※ ○左官作業 ·	○建具工事	・ ○ビル用サッシ施工業 ○木製建具製作 ○ガラス工事作業	・カーテンウォール工事	※ ○金属製カーテンウォール工事作業 ·	○塗装工事	※ ○建築塗装作業 ·	○内装工事	○プラスチック系床仕上げ工事作業 · ○壁作業 ・ ●カーペット系床仕上げ工事作業 · ○畳作業	・植栽工事	○ボード仕上げ工事作業 ·	○その他	○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) 又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) ・ ○家具手加工作業
資 格	資 格 要 件	配 置 人 數																																															
1, 2級交通誘導警備	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識及び技能を有すると認めたもの(交通誘導警備員A)	人																																															
交通誘導警備員B	交通誘導警備法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの	人																																															
工 事 種 別	技 能 檢 定 の 作 業 の 種 別																																																
・仮設工事	※ ●とび作業(又は足場組立作業主任者) ·																																																
・鉄筋工事	※ ○鉄筋立て作業																																																
・コンクリート工事	・ ○コンクリート圧送工事作業 · ○型枠工事作業																																																
・鉄骨工事	※ ●とび作業																																																
・ブロック・ALCパネル工事	・ ○コンクリートブロック工事作業 ・ (単一)エーエルシーパネル工事作業																																																
○防水工事	・ ○アスファルト防水工事作業 ・ ○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ ○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ ○合成ゴム系シート防水工事作業 ・ ○塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ ○セメント系防水工事作業 ○シーリング防水工事作業 ・ ○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ ○FRP防水工事作業																																																
・石工事	※ ○石張り作業 ·																																																
・タイル工事	※ ○タイル張り作業 ·																																																
・木工事	※ ○大工工事作業																																																
・屋根及びとい工事	・ ○かわらぶき · ●スレート工事作業 · ○内外装板金作業																																																
○金属工事	○鋼製下地工事作業 · (単一)金属製バルコニー工事作業																																																
・左官工事	※ ○左官作業 ·																																																
○建具工事	・ ○ビル用サッシ施工業 ○木製建具製作 ○ガラス工事作業																																																
・カーテンウォール工事	※ ○金属製カーテンウォール工事作業 ·																																																
○塗装工事	※ ○建築塗装作業 ·																																																
○内装工事	○プラスチック系床仕上げ工事作業 · ○壁作業 ・ ●カーペット系床仕上げ工事作業 · ○畳作業																																																
・植栽工事	○ボード仕上げ工事作業 ·																																																
○その他	○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) 又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) ・ ○家具手加工作業																																																
<p>項目</p> <p>特記事項</p>		<p>一般共通事項</p> <p>① 工事実績情報サービス(CORINS)への登録(請負金額500万円以上)(受注、変更、完成時)</p> <p>② 総合工程表</p> <p>3 総合図</p> <p>④ 工事日誌</p> <p>⑤ 工事写真</p> <p>⑥ 下請負者の報告</p> <p>7 電気保安技術者</p> <p>⑧ 施工条件</p> <p>⑨ 交通誘導警備員</p> <p>登録の手続きについては、(一財)日本建設情報総合センターの「建設実績情報のコリンズデクリス登録等に関する規約」による。</p> <p>原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。</p> <p>工事の施工に先立ち別契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。[1.2.4] また、工事の経過が明確にわかる写真を貼付すること。</p> <p>工事写真はL版程度とし、工事の内容、日付等必要な事項を記入し1部提出する。(A4版台紙) [1.2.4] 撮影方法は、「常務工事写真撮影要領(令和5年版)」による。 デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承諾を受ける。 なお、実施については、国管建設第14号(令和5年3月1日付)「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」による。</p> <p>各下請負者については下請負契約前に監督職員に報告する。</p> <p>適用する。 [1.3.3]</p> <p>施工日及び施工時間 ※1.3.5(1)(7)による。 [1.3.5]</p> <p>施工順序 図示 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所 ※ 仮内 ○図示</p> <p>その他の施工条件</p> <p>○資機材の搬出入時には、専任の説明員を配置する。その他の場合でも、工事関係車両(乗用車も含む)が敷地内を通行する際には必ず説明するものをつけ、公道まで徐行する。</p> <p>○施設運営に支障のないように、施設管理者、監督職員等と密に打合せの上、適切に施工すること。</p> <p>○12:30~15:00は午睡のため、音の出る作業(解体工事、躯体工事)は中止とする。</p> <p>○図示(A-08), (A-09)</p> <p>交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を從事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対応できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。</p> <p>配置人員等 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間は 名常駐する。 ・作業日は 名常駐する。その他監督職員と協議し、適宜配置する。 ○監督職員と協議し、適宜配置する。</p>	<p>工事名</p> <p>神田みどり保育園2・3歳保育室トイレ改修工事</p> <p>図面名 改修特記仕様書(1)</p> <p>縮 尺 1 / -</p> <p>作図 令和6年 8月 日</p>																																														

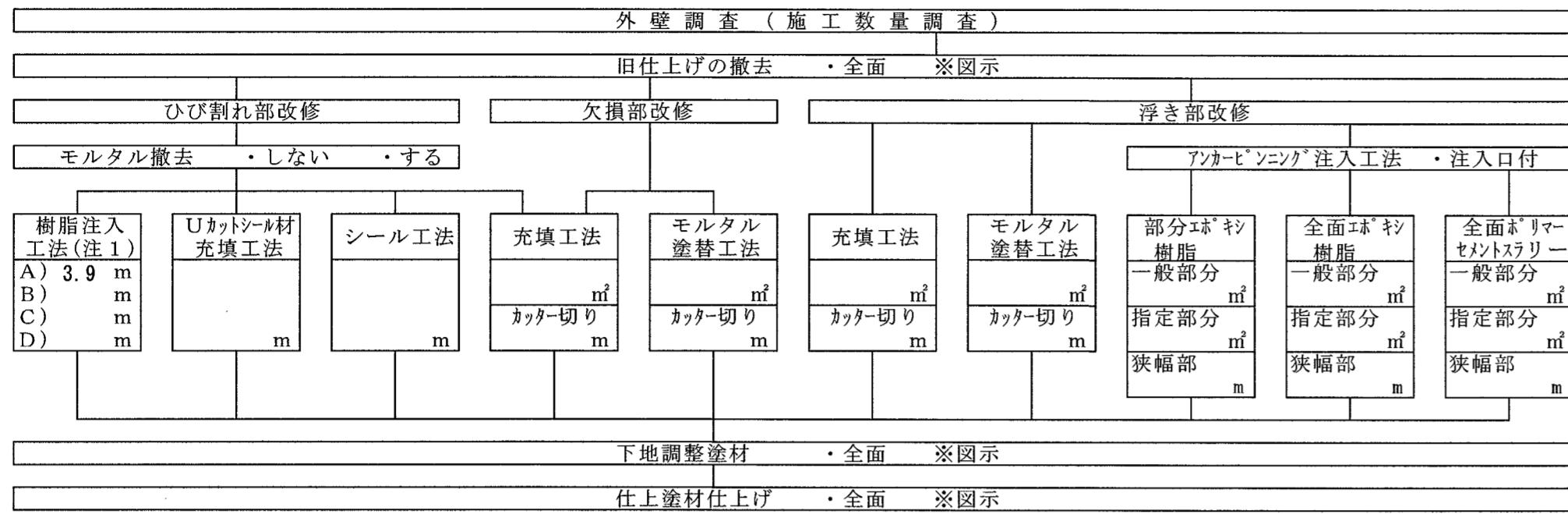
項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																									
27 事業損失補償	※現場説明書による。	5 監督職員の備品等	備品等の設置 [2.4.1]		・防音ドア、防音サッシの遮音性の等級 T-1 T-2 T-3 T-4 [5.2.2]																									
28 完成時の提出図書	・完成図(作成範囲・配置図・平面図・立面図・断面図・仕上表) [1.9.1][1.9.2] ・完成図(CADデータの提出 ※する(CD-R等)・しない) ◎保全に関する資料(提出部数 ※2部・部) [1.9.3] 上記のほか、使用材料のメーカー名、品番、色(マンセル値等)をCADデータ等で監督職員に提出する。 また、工種別下請負者の一覧表を提出する。 ◎施工図、施工計画書 [1.9.2] 提出した施工図及び施工計画書の著作に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。		備品の種類 机・椅子 書棚 黒板 PC 振時計 数量 組 台 枚 台 個 備品の種類 温度計 ゴム長靴 雨がっぽ 保護帽 懐中電灯 数量 個 足 着 個 個 備品の種類 衣類ロッカー 冷暖房機器 消火器 湯沸器 加入電話付属器 数量 人用 台 個 台 備品の種類 掃除具 数量 個		・適用箇所 ※図示 ・断熱ドア、断熱サッシの断熱性の等級 H-1 H-2 H-3 H-4 H-5 ・適用箇所 ※図示 ステンレス鋼板の種類 ※SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1 [5.2.3][5.6.3(1)] 網戸等																									
29 完成写真	下表のものを監督職員に提出する。 <table border="1"><tr><th>位置</th><th>分類・規格</th><th>撮影枚数</th><th>部数</th><th>原版の大きさ(mm)</th></tr><tr><td>・各室</td><td>手札版(L版)</td><td>※ 2枚</td><td>枚</td><td>※ 1部 部 100 × 125以上</td></tr><tr><td>・外部</td><td>キャビネ版</td><td>※ 4枚</td><td>枚</td><td>※ 1部 部 24 × 36以上</td></tr><tr><td>・外部</td><td>半切パネル(・木製枠※アルミ枠)</td><td>※ 1枚</td><td>枚</td><td>※ 1部 部</td></tr><tr><td></td><td>スライド</td><td></td><td></td><td>※ 1部 部</td></tr></table> カラーデータ化(CD-R等)し、すべて提出する。 撮影箇所は監督職員と協議する。 上記のほか、監督職員指示の箇所をデジタルカメラにて撮影し、CD-R等にて提出する。 画像形式等 フォーマット: JPEG 画質: 標準 画像サイズ: 1024×768ピクセル程度	位置	分類・規格	撮影枚数	部数	原版の大きさ(mm)	・各室	手札版(L版)	※ 2枚	枚	※ 1部 部 100 × 125以上	・外部	キャビネ版	※ 4枚	枚	※ 1部 部 24 × 36以上	・外部	半切パネル(・木製枠※アルミ枠)	※ 1枚	枚	※ 1部 部		スライド			※ 1部 部	6 ⑥ 工事用水・電力	構内既存の施設(用水) ◎利用できる (※有償 ◎無償) ※利用できない 構内既存の施設(電力) ◎利用できる (※有償 ◎無償) ※利用できない		・表面処理の種別 BB-1種 BB-2種 [5.2.4][表5.2.2] ・色合い等 ※標準色() 特注色() 屋内に使用する建具 表面処理の種別 BC-1種 BC-2種 ・色合い等 ※標準色() 特注色() ステンレス製くつりの仕上げ HL [5.4.4] 結露水の処理方法 ※製造所の仕様による 図示 水切り板、せん版 ※製造所の仕様による 図示 製造所 評価名簿による
位置	分類・規格	撮影枚数	部数	原版の大きさ(mm)																										
・各室	手札版(L版)	※ 2枚	枚	※ 1部 部 100 × 125以上																										
・外部	キャビネ版	※ 4枚	枚	※ 1部 部 24 × 36以上																										
・外部	半切パネル(・木製枠※アルミ枠)	※ 1枚	枚	※ 1部 部																										
	スライド			※ 1部 部																										
30 別途設備工事との取扱い	施工範囲 ・貫通孔、開口部の補強 ※下表 図示 ・壁、天井の仕上材、下地材の切込み及び下地材の補強 ※下表 図示 ・駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ ・自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強	7 ⑦ 仮囲い	四国電力送配電㈱などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。		・耐風圧性 S-4 W-4 ※図示 ※ B種 S-5 A-4 W-5 ※図示 ・C種 S-6																									
	<table border="1"><tr><th>補強種別</th><th>内容</th></tr><tr><td>梁</td><td></td></tr><tr><td>貫通孔、開口部の補強</td><td></td></tr><tr><td>壁</td><td></td></tr><tr><td>スラブ</td><td></td></tr><tr><td>壁切込み及び補強</td><td></td></tr><tr><td>天井切込み及び補強</td><td></td></tr></table>	補強種別	内容	梁		貫通孔、開口部の補強		壁		スラブ		壁切込み及び補強		天井切込み及び補強		8 ⑧ 仮設物撤去後の整地・跡片付け	※原形の復旧 ・良土にて設計地盤まで盛土整地する。範囲(図示) 厚さ() [2.5.1]		・防音ドア、防音サッシの遮音性の等級 T-1 T-2 [5.3.2][表5.3.2] ・断熱ドア、断熱サッシの断熱性の等級 H-4 H-5 H-6 [5.3.2][表5.3.3] 外部に面する建具の日射熱取得特性の等級 N-1 N-2 N-3 [5.3.2][5.2.3]											
補強種別	内容																													
梁																														
貫通孔、開口部の補強																														
壁																														
スラブ																														
壁切込み及び補強																														
天井切込み及び補強																														
31 撤去部分	コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッターカットとする。	9 ① シーリング	シーリング改修工法の種類 [3.1.4][3.7.4~3.7.7][表3.1.2] ◎シーリング充填工法 ・プリッジ工法 ボンドプレーカー張り エッジング材張り ・適用する ・適用する		・種類 材質 線径 網目 適用箇所 ・防虫網 ※合成樹脂製 ※0.25mm以上 ※16~18メッシュ ※図示 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス製(SUS316)																									
32 不当要求等への対応	暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下この文において「不当介入」という。)の排除については次による。 a)受注者は、暴力団又は暴力団関係者からの工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 b)受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 c)受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除処理を講じなければならない。 d)受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。	10 ② 壁	シーリング材の種類、施工箇所 [3.1.4][3.7.2][表3.7.1] ※下表による(下表以外は表3.7.1による) <table border="1"><tr><th>種類(記号)</th><th>主成分による区分</th><th>施工箇所</th></tr><tr><td>○S.R-1</td><td>シリコーン系</td><td>図示</td></tr><tr><td>・S.R-2</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・M.S-2</td><td>変成シリコーン系</td><td></td></tr><tr><td>・P.S-2</td><td>ポリサルファイド系</td><td></td></tr><tr><td>・P.U-2</td><td>ポリウレタン系</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td></tr></table> 仕上げを行わない箇所 () [表3.7.1]	種類(記号)	主成分による区分	施工箇所	○S.R-1	シリコーン系	図示	・S.R-2			・M.S-2	変成シリコーン系		・P.S-2	ポリサルファイド系		・P.U-2	ポリウレタン系		・				・ガラス 複層ガラス 単板ガラス ※図示 ・ステンレス製くつりの仕上げ HL [5.3.3] 表面色 ※標準色 特注色() 水切り板、せん版 ※製造所の仕様による 図示 製造所 評価名簿による				
種類(記号)	主成分による区分	施工箇所																												
○S.R-1	シリコーン系	図示																												
・S.R-2																														
・M.S-2	変成シリコーン系																													
・P.S-2	ポリサルファイド系																													
・P.U-2	ポリウレタン系																													
・																														
33 消防計画	工事の着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。	11 ③ 天井	シーリング材の目地寸法 [3.7.3] 箇所 打離ぎ/ひび割れ誘発目地 ガラス回りの目地 左記以外の目地 幅(mm) ※ 20以上 ※ 複合及び深さ5以上 [5.13] ※ 10以上 深さ(mm) ※ 10以上 .3による場合を除く) ※ 10以上		・簡易気密型ドアセット 外部に面する建具の耐風圧性 S-4 S-5 S-6 [5.4.2][表5.2.1] ・防音ドア、防音サッシの遮音性の等級 T-1 T-2 T-3 T-4 [5.2.2][5.4.2] ・断熱ドア、断熱サッシの断熱性の等級 H-1 H-2 H-3 H-4 H-5 ・適用箇所 ※図示																									
34 工事特性等	受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に計画内容を所定の様式で監督職員に提出する。 また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出する。	12 ④ 壁	接着性試験 [3.7.8] ※ 簡易接着性試験 引張接着性試験		・耐震ドアの面内変形追随性の等級 D-1 D-2 D-3 ・適用箇所 ※図示 点検口の類のくつりの材料 柄と同材 ステンレス [5.4.3][5.6.3(1)] ステンレス鋼板の種類 ※SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1 鋼板類の厚さ ※図示(図示がない場合は表5.4.2による) [5.4.4] 鋼板類の厚さ ※図示(図示がない場合は表5.4.2による) HL [5.4.4] 標準型鋼製建具の有効内寸法寸法(表5.4.5による) ・適用する(建具符号、形式及び寸法は建具表による) 製造所 評価名簿による																									
仮設工事(改修)	内部足場 ※きやたつ、足場板等 [2.1.3][2.2.1][表2.2.1] 外部足場 ※本足場 外部足場の養生 ※図示 ・防護シート・メッシュシート・防音シート・防音パネル 材料、撤去材の運搬方法 ・A種 ※B種 C種 D種 E種 C種の場合 利用可能なエレベーター(※図示) D種の場合 利用可能な階段(※図示) ・屋上防水作業の端部には、墜落防止手摺等墜落の危険を防止する措置を講ずる。 本足場を設ける場合は、公共建築改修工事標準仕様書2.2.1(2)によるほか、足場の組立、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」により行うこと。 ◎既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等 [2.3.1] ・既存家具、既存設備等の養生 ※ビニルシート等 ・既存ブラインド、カーテン等の養生、保管場所 ※図示 ・固定された備品等の移動 ※図示 ・開口部養生 窓等の破損の危険がある工事を行う場合は、施工を行う周辺及びその下部の窓等には、室内に破損物等が飛散しない様、堅固な養生を行う。	13 ⑤ 建具改修工事	※かぶせ工法 ◎撤去工法 [5.1.3] 壁部分の開口の開け方 新規建具周囲の補修工法及び範囲 ※図示		・簡易気密型ドアセット 外部に面する建具の耐風圧性 S-4 S-5 S-6 [5.6.3] ・防音ドア、防音サッシの遮音性の等級 T-1 T-2 T-3 T-4 ・断熱ドア、断熱サッシの断熱性の等級 H-1 H-2 H-3 H-4 H-5 ・適用箇所 ※図示																									
① 足場その他		14 ⑥ 改修工法	防火戸の指定等 ※図示 防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸について、連動させる装置等 ※図示		・耐震ドアの面内変形追随性の等級 D-1 D-2 D-3 ・適用箇所 ※図示 ステンレス鋼板の種類 ※SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1 鋼板類の厚さ ※図示(図示がない場合は表5.5.1による) HL [5.4.4][5.5.4] 標準型鋼製軽量建具の有効内寸法寸法(表5.4.5による) ・適用する(建具符号、形式及び寸法は建具表による) 製造所 評価名簿による																									
② 养生		15 ⑦ 防火戸	建具見本の製作等 [5.1.5] ・工事に使用するものとして、あらかじめ製作するもの・納まり等がわかる程度のもの 特殊な建具の仮組 行う(建具番号) ※行わない		・簡易気密型ドアセット 外部に面する建具の耐風圧性 S-4 S-5 S-6 [5.6.3] ・防音ドア、防音サッシの遮音性の等級 T-1 T-2 T-3 T-4 ・断熱ドア、断熱サッシの断熱性の等級 H-1 H-2 H-3 H-4 H-5 ・適用箇所 ※図示																									
③ 仮設間仕切り(屋内)		16 ⑧ 建具見本の製作等	建具見本の製作 行う(建具番号) ※行わない [5.1.5] ・工事に使用するものとして、あらかじめ製作するもの・納まり等がわかる程度のもの 特殊な建具の仮組 行う(建具番号) ※行わない		・耐震ドアの面内変形追随性の等級 D-1 D-2 D-3 ・適用箇所 ※図示 ステンレス鋼板の種類 ※SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1 鋼板類の厚さ ※図示(図示がない場合は表5.5.1による) HL [5.4.4][5.5.6] 標準型鋼製軽量建具の有効内寸法寸法(表5.4.5による) ・適用する(建具符号、形式及び寸法は建具表による) 製造所 評価名簿による																									
④ 監督職員事務所		17 ⑨ 防犯建物部品	・適用する 適用箇所: ※図示		・簡易気密型ドアセット 外部に面する建具の耐風圧性 S-4 S-5 S-6 [5.6.3] ・防音ドア、防音サッシの遮音性の等級 T-1 T-2 T-3 T-4 ・断熱ドア、断熱サッシの断熱性の等級 H-1 H-2 H-3 H-4 H-5 ・適用箇所 ※図示																									
		18 ⑩ アルミニウム製建具	外部に面する建具の性能等 [5.2.2][表5.2.1] <table border="1"><tr><th>種別</th><th>耐風圧性</th><th>気密性</th><th>水密性</th><th>枠の見込み</th><th>備考</th></tr><tr><td>・A種</td><td>S-4</td><td>A-3</td><td>W-4</td><td>※図示</td><td></td></tr><tr><td>・B種</td><td>S-5</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・C種</td><td>S-6</td><td>A-4</td><td>W-5</td><td>※図示</td><td></td></tr></table>	種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込み	備考	・A種	S-4	A-3	W-4	※図示		・B種	S-5					・C種	S-6	A-4	W-5	※図示			・ステンレス製くつりの仕上げ HL [5.4.4][5.6.4] 製造所 評価名簿による	
種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込み	備考																									
・A種	S-4	A-3	W-4	※図示																										
・B種	S-5																													
・C種	S-6	A-4	W-5	※図示																										
		19 ⑪ 木製建具	建具材の加工、組立て時の含水率 ※A種 B種		・建具材の加工、組立て時の含水率 ※A種 B種 [5.7.2][表5.7.1] ◎フランジ戸 表面材の合板の種類 ※図示 品質等 ※5.7.2(2)(4)(a)~(c)による 表面板の厚さ ※表5.7.6による ・かまち戸 かまちの樹種 () 鏡板の樹種 () 見込み寸法(mm) ※図示(図示がない場合は表5.7.7による) [5.7.2][表5.7.7]																									
			工事名		・係 係長 課長補佐 課長 因面番号																									
			高知市都市建設部公共建築課		田中みどり保育園2・3歳保育室トイレ改修工事																									
			図面名		金木 篠岡 松木 田村 A-02																									
			改修特記仕様書(2)		改修特記仕様書(2) 2024.04 縮尺 1 / - 作図 令和6年 8月 日																									

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項
11 建具用金物	<p>・ふすま 種別 ※ I型 ・ II型 [5.7.2][表5.7.10] 上張りの種類 ・鳥の子 ・新鳥の子 ※ ビニル紙 ・雲花紙(押入等の裏側) 見込み寸法(mm) ※ 図示(図示がない場合は表5.7.7による) [5.7.3][表5.7.7] 縁の仕上げ ※ 塗り縁 ・生地縁(素地) ・生地縁(ウレタンクリヤー塗装) [5.7.4] ・戸ふすまの見込み寸法(mm) ※ 図示(図示がない場合は表5.7.7による) [5.7.3][表5.7.7] 品質等 ※ 5.7.2(2)(4)(a)~(c)による 上張りの種類 ・鳥の子 ・新鳥の子 ※ ビニル紙 ・雲花紙(押入等の裏側) ・紙張り障子の見込み寸法(mm) ※ 図示(図示がない場合は表5.7.7による) [5.7.3][表5.7.7] 枠、くつぎの材料 ※ 図示 [5.7.2] 接着剤の材料 ホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆ [5.7.2] 種類及び見掛け部分の材質 ※ 表 5.8.1による [5.8.2] 金属製建具用の丁番の枚数及び大きさ ※ 表 5.8.2による [5.8.2] 樹脂製建具用の丁番の枚数及び大きさ ※ 表 5.8.3による [5.8.2] 木製建具用の丁番の枚数及び大きさ ※ 表 5.8.4による [5.8.2] 木製建具の戸車及びレール ※ 表 5.8.5による [5.8.2] 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセントの取付け位置 ※ 図示 [5.8.3]</p>	20 ガラスブロック積み	<p>ガラスブロック材料 [5.14.5] 表面形状 呼び寸法 厚さ 色調 防火性能 ※ ステンレス鋼(SUS304) ※ 径 5.5mm ※ はしご形状複筋及び単筋 壁用金属枠及び補強材 図示 ・ステンレス(SUS304) ・アルミニウム 力骨 材質 寸法 形状 ※ ステンレス鋼(SUS304) ※ 径 5.5mm ※ はしご形状複筋及び単筋 化粧目地モルタルの色 [5.14.5] シーリング材の種類 ※ SR-1 [5.14.5] 金属製化粧カバー 材質 ・ステンレス製 ・アルミニウム製 [5.14.5] 寸法 ※ 図示 形状 ※ 図示 工法 基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 [5.14.5] 目地幅の寸法 ※ 図示 伸縮調整目地の位置 ※ 図示</p>	8 造作用单板積層材	<p>・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材 施工箇所 樹種 化粧薄板の厚さ(mm) 寸法(mm) 見付け材面の品質 含水率 化粧薄板: 芯材: ※ 図示 ※ 15%以下 化粧薄板: 芯材:</p>
12 鍵	<p>鍵の製作本数 ※3本1組 鍵箱・設ける(本用 組) ※設けない 製造所 評価名簿による(評価名簿に記載のないものは図示による)</p>	21 建築窓ガラス用フィルム	<p>名称 種類、記号 ※ ガラス飛散防止フィルム ※ GI-1, GD-1, GI-2, GD-2 品質 JIS A 5759による</p>	9 直交集成板	<p>・「单板積層材の日本農林規格」による造作用单板積層材 施工箇所 品名 厚さ(mm) 表面の化粧加工 防虫処理 ・有(天然木化粧加工・塗装加工) 行う ・無(等級: 1等・2等・3等) 行わない</p>
13 自動ドア開閉装置	<p>戸の開閉方式 ・ 図示 ・ 片引き ・ 引分け ・ 片開き [5.9.2] 引き戸用駆動装置 [5.9.2] 性能値 ※ 表 5.9.1による バリアフリートイレ出入口に設置される引き戸用駆動装置 性能値 ※ 表 5.9.2による 引き戸用検出装置の種類 バリアフリートイレスイッチ ・ 大形(開・閉)押しボタンスイッチ ・ 非接触スイッチ 引き戸用検出装置 [5.9.2][表5.9.3] 性能値 ※ 表 5.9.3による 種類 ・光線(反射)センサー ・熱線センサー ・音波センサー [5.9.2][表5.9.4] ・光電センサー ・電波センサー ・押しボタンスイッチ ・タッチスイッチ (・無線式タッチスイッチ ・光電式タッチスイッチ) 防錆 ・適用する(塙害のおそれのある場合) ※適用しない 凍結防止措置 ・行う 製造所 評価名簿による</p>	内装改修工事	<p>撤去壁と取り合う天井、壁及び床の改修範囲 ※ 図示 ・ 壁厚程度 [6.1.3] 天井内の撤去壁と取合う天井の改修範囲 ※ 図示 ・ 壁面から両側600程度 撤去天井と取合う壁の改修範囲 ※ 図示 ・ 既存のまま 各部仕上げは、既存仕上げに準じたものとする</p>	10 合板等	<p>・「单板積層材の日本農林規格」以外の造作用单板積層材 施工箇所 品名 厚さ(mm) 表面の化粧加工 防虫処理 ・有(天然木化粧加工・塗装加工) 行う ・無(等級: 1等・2等・3等) 行わない</p>
14 自閉式上吊り引戸装置	<p>性能 ※ 表 5.10.1による [5.10.3] 製造所 評価名簿による</p>	5 目視検査	<p>日本農林規格以外の製材及び集成材について、目視による材の欠点がないことの確認は、樹種ごとに無作為に抽出し、その抽出割合は10%以上とする。</p>	11 接合具等	<p>・「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板 施工箇所 品名 厚さ(mm) 单板の樹種名 接着の程度 ・広葉樹(※ 2等以上) 1類 広葉樹(※ C-D以上) . . . ・しな 2類 鈴葉樹(※ C-D以上) . . .</p>
15 重量シャッター	<p>シャッターの種類 ・管理用シャッター 耐風圧強度(N/m²) [5.11.2] ・外壁用防火シャッター 耐風圧強度(N/m²) ・屋内用防火シャッター ・防煙シャッター</p>	6 製材	<p>・下地用針葉樹製材 [6.5.2] 施工箇所 ※ 図示 樹種 ・杉 ・桧 寸法(mm) ※ 図示 等級 日本農林規格を使用する場合 : 1級 ※ 2級 日本農林規格以外を使用する場合 : 特一等 一等 含水率 ※ 15%以下 保存処理 ・行う 行わない 防虫処理 ・行う 行わない 難燃処理 ・行う 行わない</p>	12 木れんが	<p>・「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板 施工箇所 厚さ(mm) 化粧板に使用する单板の樹種名 接着の程度 防虫処理 ・ 1類 2類 . . .</p>
16 軽量シャッター	<p>開閉方式の種類 ※ 電動式(手動併用) ・ 手動式 [5.11.2][表5.11.1] 急降下停止装置、急降下停止装置の設置箇所 ※ 図示 障害物感知装置の設置箇所 ※ 図示 管理用シャッターのシャッターケース ・設ける [5.11.2] スラット及びシャッターケース用鋼板 鋼板の種類 ・ JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) ・ JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) めっきの付着量 ※ Z12又はF12を満足するもの ステンレス鋼板の種類 ※ SUS304, SUS430J1L又はSUS443J1 製造所 評価名簿による</p>	7 造作用集成材	<p>・「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板 施工箇所 品名 厚さ(mm) 接着の程度 单板の樹種名 化粧加工の方法 防虫処理 ・ 1類 2類 . . .</p>		
17 オーバーヘッドドア	<p>開閉形式 ・ 電動式(手動併用) ※ 手動式 [5.12.2][表5.12.1] 耐風圧強度 (N/m²) [5.12.2] 障害物感知装置の設置箇所 ※ 図示 [5.12.2] スラットの材質の種類 [5.12.3] ・ JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) めっきの付着量 ※ Z06又はF06を満足するもの ・ JIS G 3322(塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯) めっきの付着量 ※ AZ90を満足するもの スラットの種類 ・ インターロッキング形 ・ オーバーラッピング形 [5.12.4] 製造所 評価名簿による</p>	8 造作用集成材	<p>・「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板 施工箇所 品名 厚さ(mm) 表裏の状態による区分 曲げ強さによる区分 接着剤による区分 難燃性による区分 ・ 1類 2類 . . .</p>		
18 ガラス	<p>セクション材料による区分 開閉方式による区分 収納形式による区分 ガイドレールの材料 耐風圧性能区分 ※ スチールタイプ ※ バランス式 ・スタンダード形 ※ 溶融亜鉛めっき鋼板 50 ・アルミニウムタイプ ・チーン式 ・ローヘッド形 ・ステンレス鋼板 75 ・ファイバーグラスタイプ ・電動式 ・ハイリフト形 100 ・バーチカル形 125</p>	9 造作用集成材	<p>・ミディアムデンシティーファイバーボード(MDF) 施工箇所 厚さ(mm) 表裏の状態による区分 曲げ強さによる区分 接着剤による区分 難燃性による区分 ・ 1類 2類 . . .</p>		
19 ガラス留め材	<p>種別 建具の種類 材質 アルミニウム製 ※ シーリング材 ・ガスケット ・グレイジングチャンネル ・ガスケット 樹脂製 ※ シーリング材 ・ガスケット ・グレイジングビート 鋼製及び鋼製軽量 ※ シーリング材 ・ガスケット ※ 建具の製造所の仕様による ステンレス製 ※ シーリング材 ・ガスケット ※ 建具の製造所の仕様による 木製 ※ シーリング材 ・ガスケット シーリング材 ※ S R-1 [表3.7.1]</p>	10 造作用集成材	<p>・「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板 施工箇所 品名 厚さ(mm) 表裏の状態による区分 曲げ強さによる区分 接着剤による区分 難燃性による区分 ・ 1類 2類 . . .</p>		
				11 接合具等	<p>造作材の化粧面の釘打ち ○適用する(※ 錐し釘打ち . . .) . . . 適用しない 諸金物の形状、寸法及び材質 ・ 6.5.3(2)(7)による 接着剤 ホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆</p>
				12 木れんが	<p>取付工法 ※接着工法 ・あと施工アンカー(径: 長さ:) 接着剤 ホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆</p>
				13 防腐・防蟻処理	<p>・薬剤の加圧注入による防腐及び防蟻処理 施工箇所 薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理 ・合板等の加圧注入による防腐・防蟻処理 施工箇所 薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理 ・ 1類 2類 . . .</p>
				14 間仕切軸組に用いる木材	<p>・薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理 施工箇所 薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理 ・ 1類 2類 . . .</p>
				15 床組に用いる木材	<p>・薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理 施工箇所 薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理 ・ 1類 2類 . . .</p>
				16 窓、出入口、その他に用いる木材	<p>・薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理 施工箇所 薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理 ・ 1類 2類 . . .</p>
				17 縁甲板及び上がりがまちに用いる木材	<p>・薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理 施工箇所 薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理 ・ 1類 2類 . . .</p>
				18 壁及び天井に用いる木材	<p>・薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理 施工箇所 薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理 ・ 1類 2類 . . .</p>
					<p>工事名 高知市 都市建設部 公共建築課 神田みどり保育園2・3歳保育室トイレ改修工事 図面名 改修特記仕様書(3) 2024.04 締尺 1 / - 作図 令和6年 8月 日 係 係長 課長補佐 課長 団面番号 金木 岩岡 松木 岡村 A-03</p>

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項
⑯ 軽量鉄骨天井下地	<p>野縁等の種類 屋内（※19形・25形）屋外（・19形※25形） 屋外の軒天井、ピロディ天井等 野縁等の間隔 [6.6.3][表6.6.2]</p> <p>新規天井下地のつりボルト受け等のインサート及びあと施工アンカー ※既存の埋込みインサートを使用する（①新たにつりボルト用あと施工アンカーを設ける つりボルトの引張試験 試験箇所数及び確認強度は6.6.4(9)による 屋内・行う・行わない屋外・行う・行わない ・耐風圧性を考慮した補強 適用箇所：※図示補強方法：※図示 ・つりボルトの間隔が900mmを超える場合の補強 適用箇所：※図示補強方法：※図示 ○天井下地材における耐震性を考慮した補強 適用箇所：※すべて・図示 補強方法：・国土交通省平成25年告示第771号の基準に適合するもの ※6.6.4(8)による。ただし、ふところ1.5m以下の場合は適用し、 固定方法は専用金具又はボルトとし、溶接は不可とする。 ・天井のふところが3mを超える場合の補強 適用箇所：※図示補強方法：※図示</p> <p>6.6.2)[表6.6.1]</p>	28 フローリング張り	<p>単層フローリング 種類 工法 厚さ（mm） 樹種 備考 ・フローリングボード1等 ・釘留め工法（根太張り）※15 ・釘留め工法（直張り）・12 ・接着工法・8 ・接着工法※15</p> <p>フローリングボードの幅、長さ※表6.11.1、表6.11.3、表6.11.5による フローリングブロックの幅、長さ・300×300・303×303</p> <p>複合フローリング 種類 工法 厚さ（mm） 樹種 備考 ・釘留め工法（根太張り）・A種※12 ・B種・15 ・接着工法※C種（ひき板の厚さ） ・3mm以上 ※表6.11.4</p> <p>フローリングの幅、長さ※表6.11.2、表6.11.4、表6.11.6による 接着工法の場合の不陸緩和材※合成樹脂発泡シート 塗装・工場塗装・ウレタン樹脂ワニス塗り ・現場塗装※ウレタン樹脂ワニス塗り・A種※B種 ・オイルステイン塗りのうえワックス塗り ・生地のままワックス塗り（自然塗料）</p> <p>[6.11.2][表6.11.4][表6.11.6]</p>	32 接着剤	<p>壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート、幅木、フローリングその他内装に使用する接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆</p> <p>モルタル※現場調合材料・既調合材料（） 既製目地材・適用する（形状：※図示） 仕上げ厚又是全塗り厚が25mmを超える場合の処置 ※ステンレス製アンカーピン縦横@200打込、ステンレス製ラス等張り 床の目地・適用する（目地割り※2φ程度最大目地間隔3m程度 （種類※押し目地） タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗りの接着力試験 ※行う・行わない</p> <p>[6.15.3]</p>
㉐ 軽量鉄骨壁下地	<p>スタッド、ランナー等の種類 ※表6.7.1による○図示 スタッドの高さが5mを超える場合 ※図示 [6.7.3]</p> <p>出入口及びこれに準ずる開口部の補強 ※14.5.4(5)による・図示 [6.7.4]</p> <p>6.8.2～6.8.3]</p>	29 施工箇所	<p>種類の記号 色柄 厚さ（mm） 特殊機能 施工箇所 備考 ※F S ※無地 ※2.0 ○防汚性 ○抗菌性 トイレ床 乾式トイレ用ビニル床シート ・マーブル柄 ・防汚性・耐薬品性 公表価格5,000円/m²程度</p> <p>※F S ※無地 ※2.0 ・帶電防止・耐動荷重性 ・防汚性・耐薬品性</p> <p>接合部の処理 ※熱溶接工法・突付け（施工箇所：） 帯電防止性能 ※帯電防止性能評価値（JIS A 1455）1.2以上～3.2未満又は 体積電気抵抗値（JIS A 1454）$1 \times 10^7 \sim 10^{10} \Omega$程度 下地※図示</p>	33 モルタル塗り	<p>モルタル※現場調合材料・既調合材料（） 既製目地材・適用する（形状：※図示） 仕上げ厚又是全塗り厚が25mmを超える場合の処置 ※ステンレス製アンカーピン縦横@200打込、ステンレス製ラス等張り 床の目地・適用する（目地割り※2φ程度最大目地間隔3m程度 （種類※押し目地） タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗りの接着力試験 ※行う・行わない</p> <p>[6.15.5]</p>
㉑ (床仕上げ) ビニル床シート張り	<p>6.8.2～6.8.3]</p>	30 材料	<p>種類の記号 色柄 尺寸 厚さ（mm） 特殊機能 施工箇所 備考 ※K T 無地※300×300※2.0・ ・T T・F T 素物・2.0・ ・F O A・F O B 帶電防止・防滑性</p> <p>帯電防止性能※帯電防止性能評価値（JIS A 1455）1.2以上～3.2未満又は 体積電気抵抗値（JIS A 1454）$1 \times 10^7 \sim 10^{10} \Omega$程度</p> <p>6.8.2</p>	34 タイル張り	<p>壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート、幅木、フローリングその他の内装に使用する接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆</p> <p>モルタル※現場調合材料・既調合材料（） 既製目地材・適用する（形状：※図示） 仕上げ厚又是全塗り厚が25mmを超える場合の処置 ※ステンレス製アンカーピン縦横@200打込、ステンレス製ラス等張り 床の目地・適用する（目地割り※2φ程度最大目地間隔3m程度 （種類※押し目地） タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗りの接着力試験 ※行う・行わない</p> <p>[6.15.6]</p>
㉒ ビニル床タイル張り	<p>6.8.2～6.8.3]</p>	35 セルフレベリング材塗り	<p>セメントモルタルによるタイル張り 施工箇所 形状寸法（mm） 吸水率の区分 うわぐすり 色 耐凍害性 耐滑り性 役物の適用 品質（公表単価（円/m²）） I類 II類 III類 施釉 無釉 標準 特注</p> <p>標準的な曲がりの役物は一本成形とする 下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理・MCR工法・目荒し工法・ 壁タイル張りの工法 内装タイル・密着張り・改良圧着張り [6.16.3]</p>	㉓ 一般事項	<p>有機系接着剤によるタイル張り 施工箇所 形状寸法（mm） 吸水率の区分 うわぐすり 色 耐凍害性 耐滑り性 役物の適用 品質（公表単価（円/m²）） I類 II類 III類 施釉 無釉 標準 特注</p> <p>標準的な曲がりの役物は一本成形とする 接着剤のホルムアルデヒド放散量※F☆☆☆☆ 壁タイル張りの工法 内装タイル※内装壁タイル接着剤張り [6.16.4]</p>
㉔ 誘導用床材及び 警告用床材	<p>6.8.2</p>	㉔ 下地調整	<p>塗装改修工事 屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量※F☆☆☆☆とする 防火材料・屋内の壁及び天井の塗装仕上げは、防火材料とする。 次の箇所を除き防火材料とする。（箇所：） 塗替えR B種の既存塗膜の除去範囲※劣化部分は除去し、活膜部分は残す。 [6.17.2][6.17.3][表6.17.1]</p>	㉕ 素地ごしらえ	<p>塗装改修工事 屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量※F☆☆☆☆とする 防火材料・屋内の壁及び天井の塗装仕上げは、防火材料とする。 次の箇所を除き防火材料とする。（箇所：） 塗替えR B種の既存塗膜の除去範囲※劣化部分は除去し、活膜部分は残す。 [6.17.2][6.17.3][表6.17.1]</p>
㉖ カーペット敷き	<p>6.8.2</p>	㉖ 鋼止め塗料の種別	<p>下地面等 種別 木部 不透明塗料塗り※A種・B種 ・透明塗料塗り・A種・B種 鉄鋼面 PP以外※B種・C種 ・A種・B種 亜鉛めっき鋼面※R B種 モルタル面、プラスチック面※R B種 ・○行う コンクリート面（PP以外）・ALCパネル面※R B種 ・行う コンクリート面（PP）・押出成形セメント板面・行う せっこうボード面・その他ボード面※R B種 ・行わない [7.3.2～7.3.7][表7.3.1～表7.3.7]</p>	㉗ 一般事項	<p>塗装改修工事 屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量※F☆☆☆☆とする 防火材料・屋内の壁及び天井の塗装仕上げは、防火材料とする。 次の箇所を除き防火材料とする。（箇所：） 塗替えR B種の既存塗膜の除去範囲※劣化部分は除去し、活膜部分は残す。 [7.2.2～7.2.7][表7.2.1～表7.2.7]</p>
㉘ 合成樹脂塗床	<p>6.9.2</p>	㉘ 工事名	<p>下地面等 種別 木部 不透明塗料塗り※A種・B種 ・透明塗料塗り・A種・B種 鉄鋼面 PP以外※C種 ・A種・B種 亜鉛めっき鋼面・A種 モルタル面及びプラスチック面・A種 コンクリート・ALCパネル面（PP以外）・A種 ・B種 コンクリート（PP）・押出成形セメント板面・A種 ・B種 せっこうボード面（離自己処理工法）※A種・B種 せっこうボード面（離自己処理以外）・その他ボード面・A種 ・B種 [7.3.2～7.3.7][表7.3.1～表7.3.7]</p>	㉙ 下地調整	<p>塗装改修工事 屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量※F☆☆☆☆とする 防火材料・屋内の壁及び天井の塗装仕上げは、防火材料とする。 次の箇所を除き防火材料とする。（箇所：） 塗替えR B種の既存塗膜の除去範囲※劣化部分は除去し、活膜部分は残す。 [7.2.2～7.2.7][表7.2.1～表7.2.7]</p>
㉚ ビニル床材	<p>6.9.2</p>	㉚ 施工箇所	<p>下地面の種類 下地調整の種別 ひび割れの補修 木部 不透明塗料塗り※R B種 ・透明塗料塗り・R B種 鉄鋼面 PP※R B種 ・A種 亜鉛めっき鋼面※R B種 モルタル面、プラスチック面※R B種 ・○行う コンクリート面（PP）・ALCパネル面※R B種 ・行う コンクリート面（PP）・押出成形セメント板面・行う せっこうボード面・その他ボード面※R B種 ・行わない [7.2.2～7.2.7][表7.2.1～表7.2.7]</p>	㉛ 素地ごしらえ	<p>下地面等 種別 木部 不透明塗料塗り※A種・B種 ・透明塗料塗り・A種・B種 鉄鋼面 PP※C種 ・A種・B種 亜鉛めっき鋼面・A種 モルタル面及びプラスチック面・A種 コンクリート・ALCパネル面（PP以外）・A種 ・B種 コンクリート（PP）・押出成形セメント板面・A種 ・B種 せっこうボード面（離自己処理工法）※A種・B種 せっこうボード面（離自己処理以外）・その他ボード面・A種 ・B種 [7.3.2～7.3.7][表7.3.1～表7.3.7]</p>
㉛ ポリウレタン	<p>6.9.2</p>	㉛ 鋼止め塗料の種別	<p>下地面等 種別 木部 不透明塗料塗り※A種・B種 ・透明塗料塗り・A種・B種 鉄鋼面 PP※C種 ・A種・B種 亜鉛めっき鋼面・A種 モルタル面及びプラスチック面・A種 コンクリート・ALCパネル面（PP以外）・A種 ・B種 コンクリート（PP）・押出成形セメント板面・A種 ・B種 せっこうボード面（離自己処理工法）※A種・B種 せっこうボード面（離自己処理以外）・その他ボード面・A種 ・B種 [7.3.3, 7.4.2～7.4.3][表7.3.3, 表7.4.1～表7.4.6]</p>	㉜ 一般事項	<p>塗装改修工事 屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量※F☆☆☆☆とする 防火材料・屋内の壁及び天井の塗装仕上げは、防火材料とする。 次の箇所を除き防火材料とする。（箇所：） 塗替えR B種の既存塗膜の除去範囲※劣化部分は除去し、活膜部分は残す。 [7.2.2～7.2.7][表7.2.1～表7.2.7]</p>
㉟ ポリウレタン	<p>6.9.2</p>	㉟ 工事名	<p>下地面等 種別 木部 不透明塗料塗り※A種・B種 ・透明塗料塗り・A種・B種 鉄鋼面 PP※C種 ・A種・B種 亜鉛めっき鋼面・A種 モルタル面及びプラスチック面・A種 コンクリート・ALCパネル面（PP以外）・A種 ・B種 コンクリート（PP）・押出成形セメント板面・A種 ・B種 せっこうボード面（離自己処理工法）※A種・B種 せっこうボード面（離自己処理以外）・その他ボード面・A種 ・B種 [7.3.3, 7.4.2～7.4.3][表7.3.3, 表7.4.1～表7.4.6]</p>	㉟ 下地調整	<p>塗装改修工事 屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量※F☆☆☆☆とする 防火材料・屋内の壁及び天井の塗装仕上げは、防火材料とする。 次の箇所を除き防火材料とする。（箇所：） 塗替えR B種の既存塗膜の除去範囲※劣化部分は除去し、活膜部分は残す。 [7.2.2～7.2.7][表7.2.1～表7.2.7]</p>
㉞ カーペット	<p>6.9.2</p>	㉞ 施工箇所	<p>下地面の種類 下地調整の種別 ひび割れの補修 木部 不透明塗料塗り※R B種 ・透明塗料塗り・R B種 鉄鋼面 PP※R B種 ・A種 亜鉛めっき鋼面・A種 モルタル面、プラスチック面※R B種 ・○行う コンクリート面（PP）・ALCパネル面※R B種 ・行う コンクリート面（PP）・押出成形セメント板面・行う せっこうボード面・その他ボード面※R B種 ・行わない [7.2.2～7.2.7][表7.2.1～表7.2.7]</p>	㉞ 素地ごしらえ	<p>下地面等 種別 木部 不透明塗料塗り※A種・B種 ・透明塗料塗り・A種・B種 鉄鋼面 PP※C種 ・A種・B種 亜鉛めっき鋼面・A種 モルタル面及びプラスチック面・A種 コンクリート・ALCパネル面（PP以外）・A種 ・B種 コンクリート（PP）・押出成形セメント板面・A種 ・B種 せっこうボード面（離自己処理工法）※A種・B種 せっこうボード面（離自己処理以外）・その他ボード面・A種 ・B種 [7.3.2～7.3.7][表7.3.1～表7.3.7]</p>
㉟ ポリウレタン	<p>6.9.2</p>	㉟ 鋼止め塗料の種別	<p>下地面等 種別 木部 不透明塗料塗り※A種・B種 ・透明塗料塗り・A種・B種 鉄鋼面 PP※C種 ・A種・B種 亜鉛めっき鋼面・A種 モルタル面及びプラスチック面・A種 コンクリート・ALCパネル面（PP以外）・A種 ・B種 コンクリート（PP）・押出成形セメント板面・A種 ・B種 せっこうボード面（離自己処理工法）※A種・B種 せっこうボード面（離自己処理以外）・その他ボード面・A種 ・B種 [7.3.3, 7.4.2～7.4.3][表7.3.3, 表7.4.1～表7.4.6]</p>	㉟ 一般事項	<p>塗装改修工事 屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量※F☆☆☆☆とする 防火材料・屋内の壁及び天井の塗装仕上げは、防火材料とする。 次の箇所を除き防火材料とする。（箇所：） 塗替えR B種の既存塗膜の除去範囲※劣化部分は除去し、活膜部分は残す。 [7.2.2～7.2.7][表7.2.1～表7.2.7]</p>
㉟ ポリウレタン	<p>6.9.2</p>	㉟ 工事名	<p>下地面等 種別 木部 不透明塗料塗り※A種・B種 ・透明塗料塗り・A種・B種 鉄鋼面 PP※C種 ・A種・B種 亜鉛めっき鋼面・A種 モルタル面及びプラスチック面・A種 コンクリート・ALCパネル面（PP以外）・A種 ・B種 コンクリート（PP）・押出成形セメント板面・A種 ・B種 せっこうボード面（離自己処理工法）※A種・B種 せっこうボード面（離自己処理以外）・その他ボード面・A種 ・B種 [7.3.3, 7.4.2～7.4.3][表7.3.3, 表7.4.1～表7.4.6]</p>	㉟ 下地調整	<p>塗装改修工事 屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量※F☆☆☆☆とする 防火材料・屋内の壁及び天井の塗装仕上げは、防火材料とする。 次の箇所を除き防火材料とする。（箇所：） 塗替えR B種の既存塗膜の除去範囲※劣化部分は除去し、活膜部分は残す。 [7.2.2～7.2.7][表7.2.1～表7.2.7]</p>
㉟ ポリウレタン	<p>6.9.2</p>	㉟ 施工箇所	<p>下地面の種類 下地調整の種別 ひび割れの補修 木部 不透明塗料塗り※R B種 ・透明塗料塗り・R B種 鉄鋼面 PP※R B種 ・A種 亜鉛めっき鋼面・A種 モルタル面、プラスチック面※R B種 ・○行う コンクリート面（PP）・ALCパネル面※R B種 ・行う コンクリート面（PP）・押出成形セメント板面・行う せっこうボード面・その他ボード面※R B種 ・行わない [7.2.2～7.2.7][表7.2.1～表7.2.7]</p>	㉟ 素地ごしらえ	<p>下地面等 種別 木部 不透明塗料塗り※A種・B種 ・透明塗料塗り・A種・B種 鉄鋼面 PP※C種 ・A種・B種 亜鉛めっき鋼面・A種 モルタル面及びプラスチック面・A種 コンクリート・ALCパネル面（PP以外）・A種 ・B種 コンクリート（PP）・押出成形セメント板面・A種 ・B種 せっこうボード面（離自己処理工法）※A種・B種 せっこうボード面（離自己処理以外）・その他ボード面・A種 ・B種 [7.3.2～7.3.7][表7.3.1～表7.3.7]</p>
㉟ ポリウレタン	<p>6.9.2</p>	㉟ 鋼止め塗料の種別	<p>下地面等 種別 木部 不透明塗料塗り※A種・B種 ・透明塗料塗り・A種・B種 鉄鋼面 PP※C種 ・A種・B種 亜鉛めっき鋼面・A種 モルタル面及びプラスチック面・A種 コンクリート・ALCパネル面（PP以外）・A種 ・B種 コンクリート（PP）・押出成形セメント板面・A種 ・B種 せっこうボード面（離自己処理工法）※A種・B種 せっこうボード面（離自己処理以外）・その他ボード面・A種 ・B種 [7.3.3, 7.4.2～7.4.3][表7.3.3, 表7.4.1～表7.</p>		

劣化改修フロー及び数量

①モルタル塗り仕上げの場合



高知市 都市建設部 公共建築課

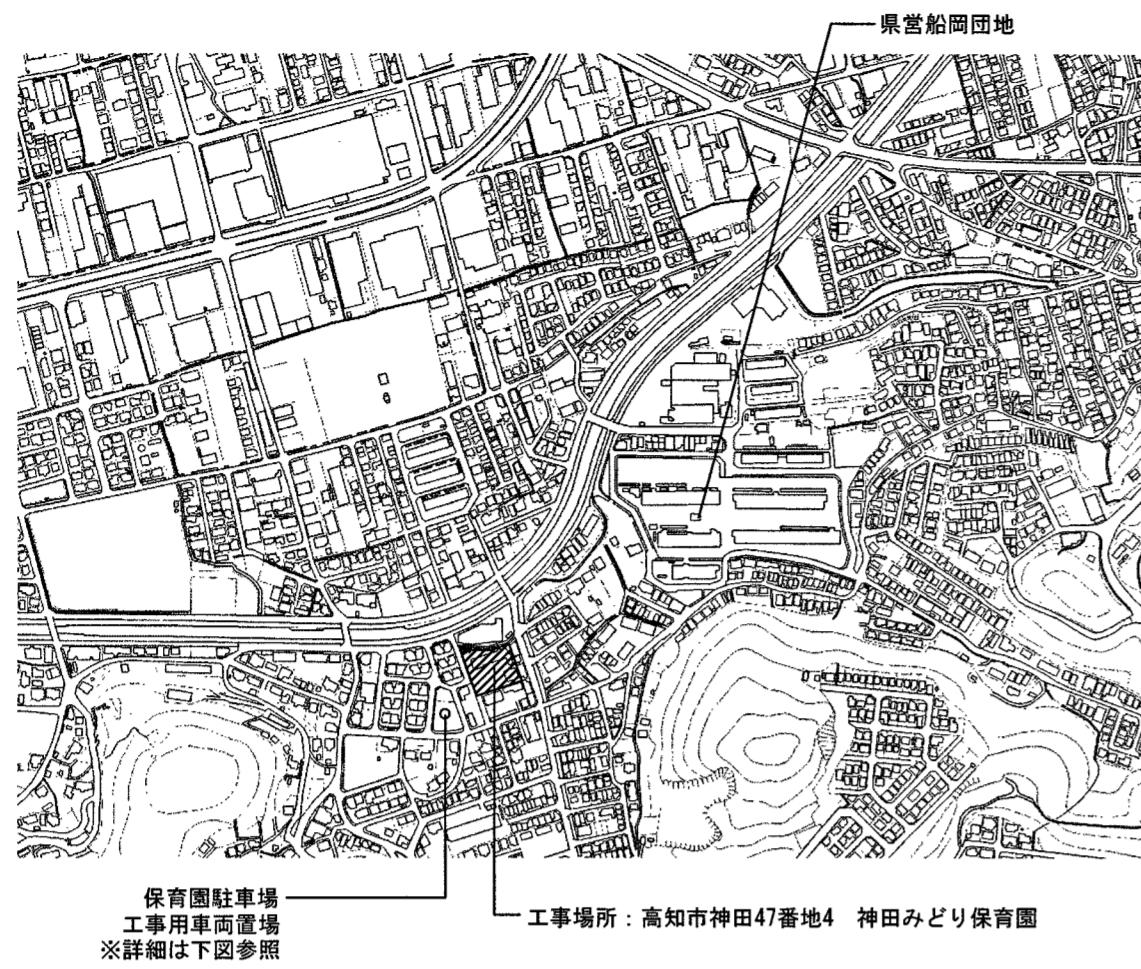
工事名

神田みどり保育園2・3歳保育室トイレ改修工事

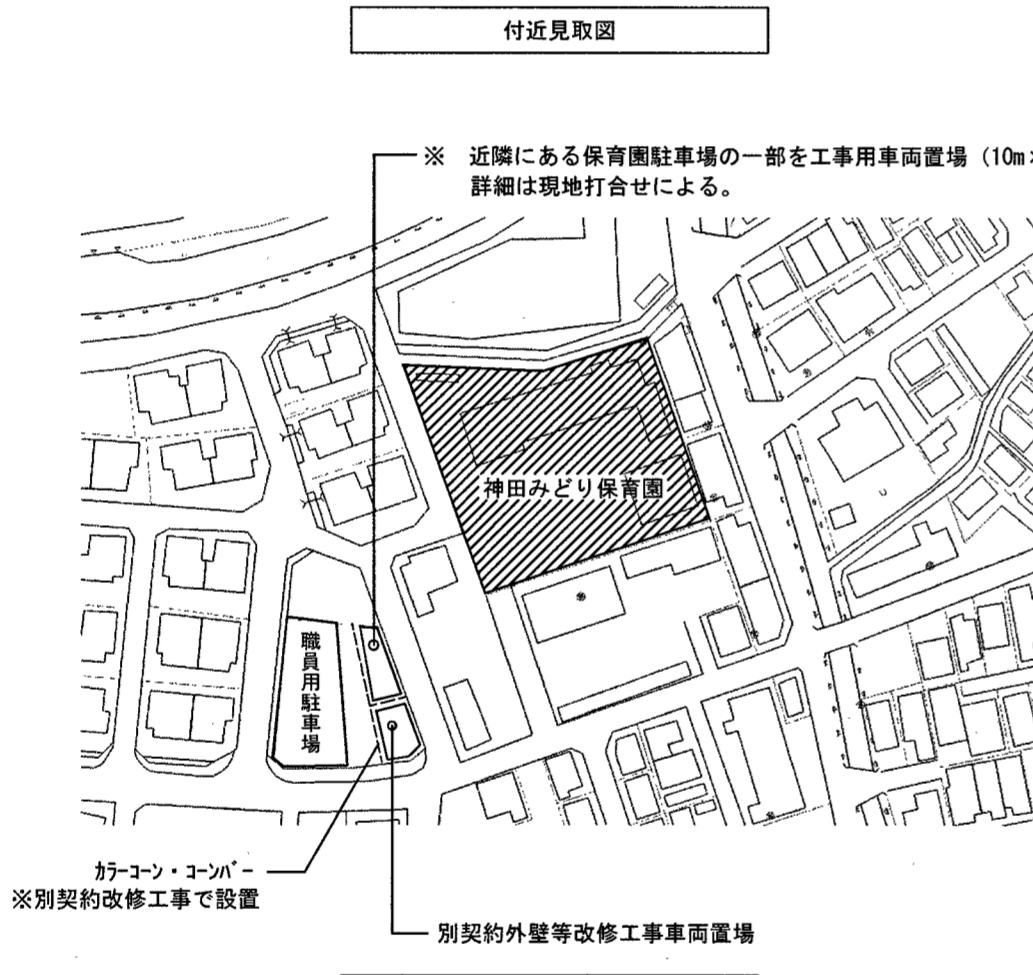
図面名 改修特記仕様書(7) 2024.04 縮尺 1 /

係	係長	課長補佐	課長	図面番号
				A-07

作図年月日



保育園駐車場
工事用車両置場
※詳細は下図参照

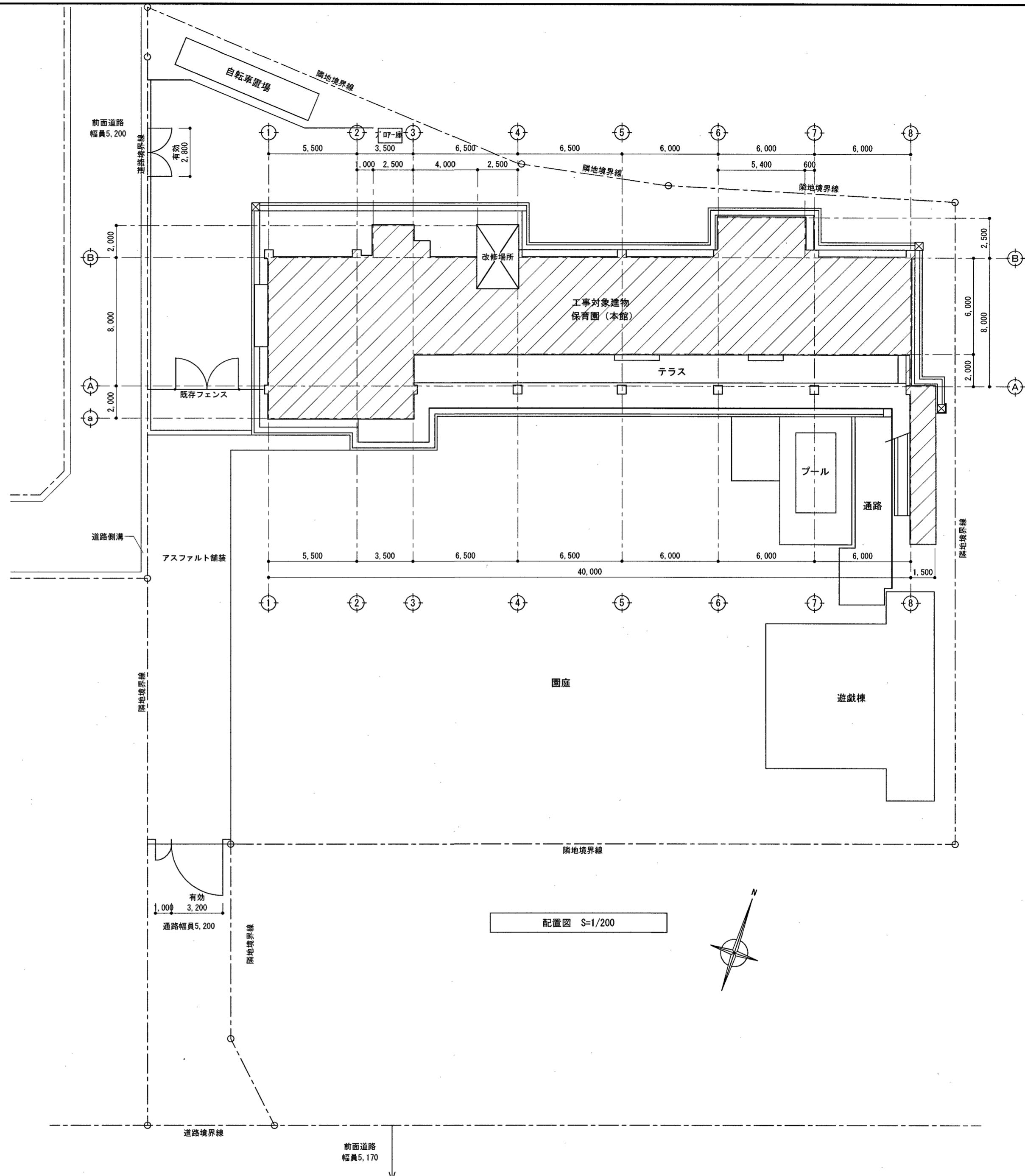


カラーコン・コンバー
※別契約外壁等改修工事車両置場

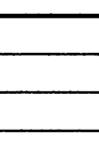
工事車両駐車場位置図

■ 工事概要

- 1) 2・3歳保育室トイレ改修
 - ・床の段差解消
 - ・壁、天井の張替え
 - ・トイレ出入口の建具取替え
 - ・トイレブースの取替え



用紙サイズによる縮尺補正值 A2: 100% A3: 70.7%



前面道路
幅員5,170

前面道路
幅員5,200

道路境界線

道路側溝

アスファルト舗装

道路境界線

前面道路
幅員5,200

道路側溝

道路境界線

前面道路
幅員5,200

道路側溝

道路境界線

前面道路
幅員5,200

道路側溝

道路境界線

前面道路
幅員5,170

道路側溝

道路境界線

工事名 神田みどり保育園 2・3歳保育室トイレ改修工事

面積名 工事概要・付近見取図・配置図

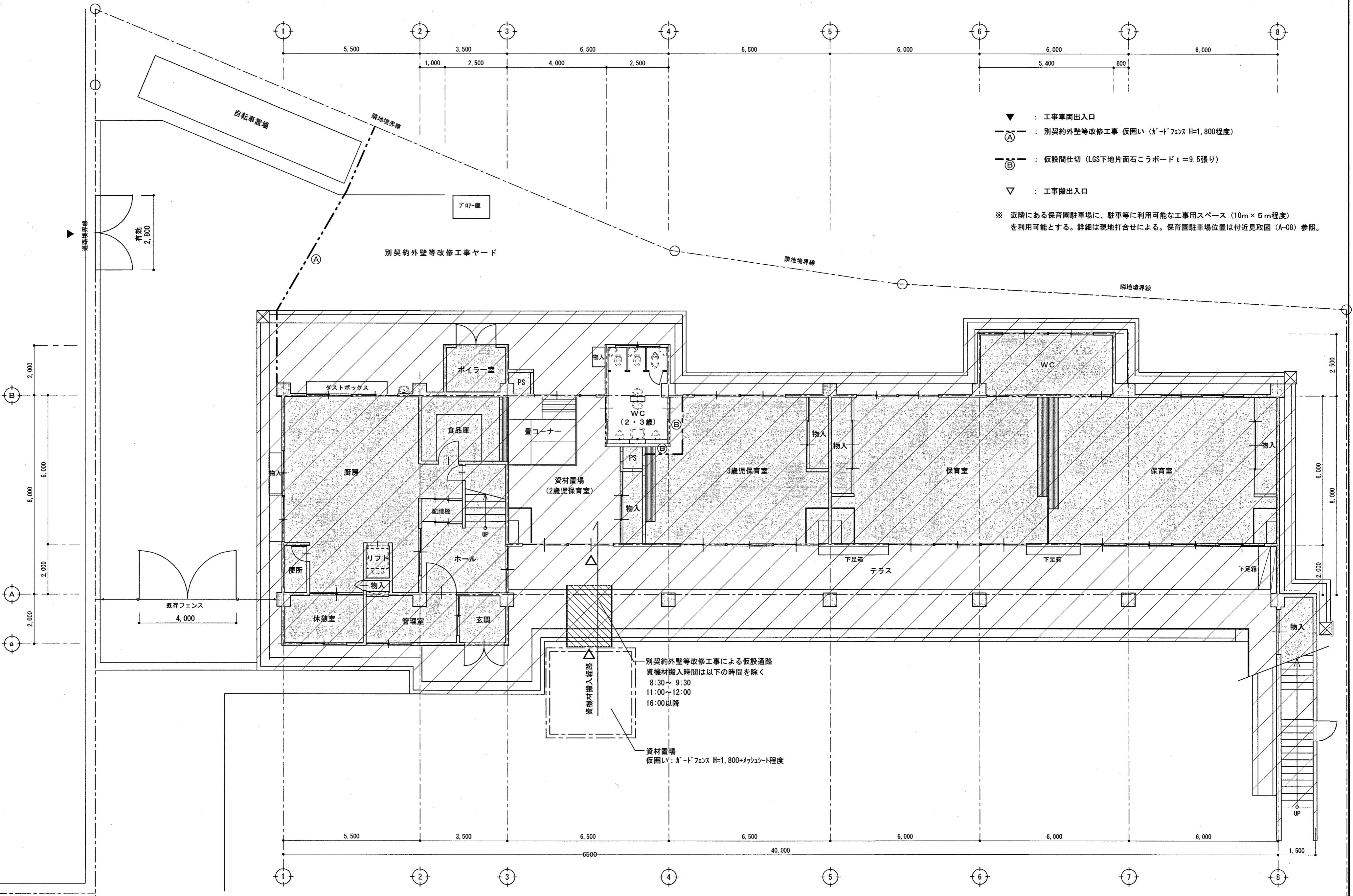
CHECKED BY DRAWN BY Matsumoto

松本琢史建築設計事務所
TAKUJI MATSUMOTO Architect & Associates

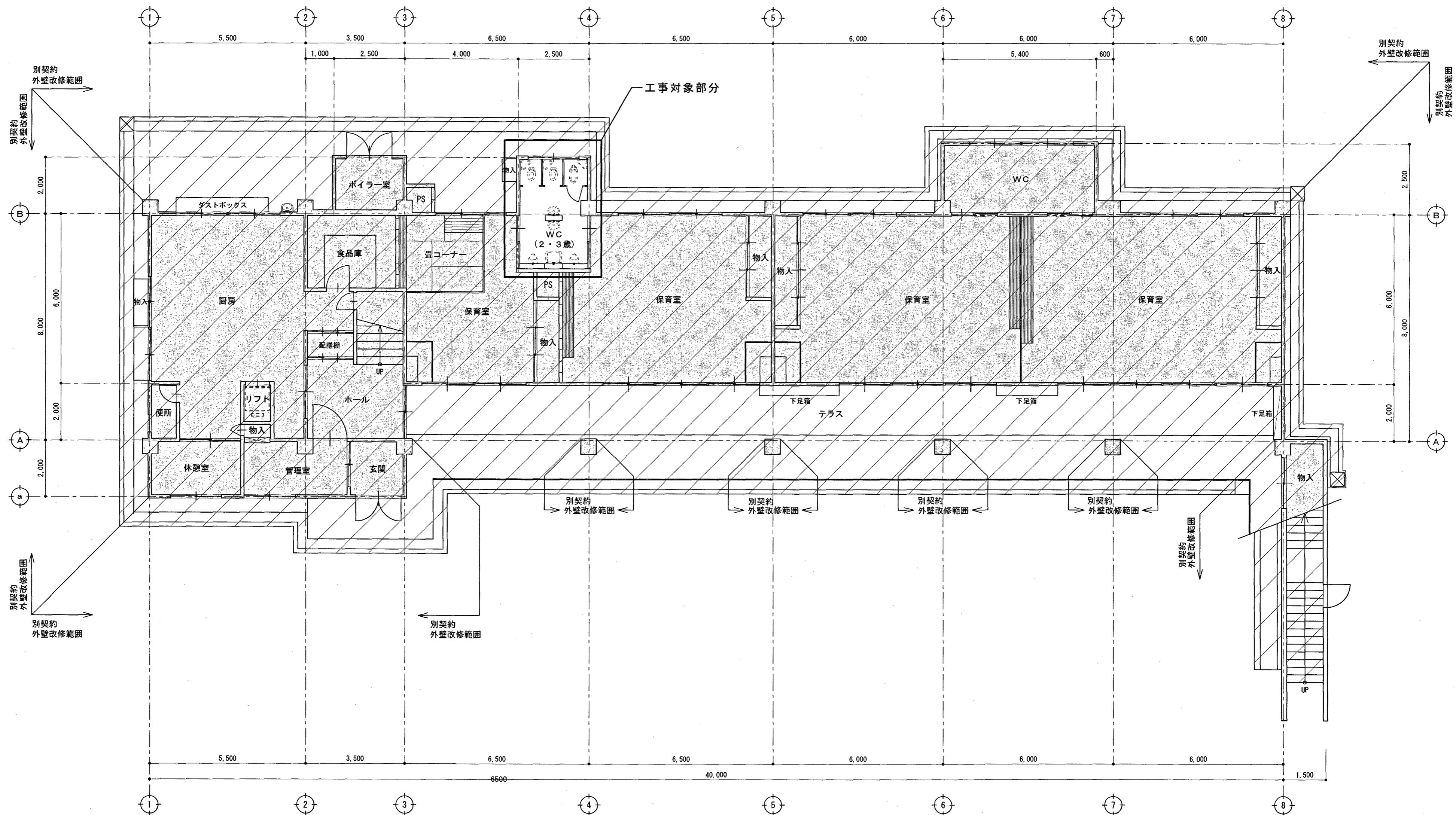
一級建築士大臣登録第322947号 松本琢史

No
A-08

SCALE
1/200



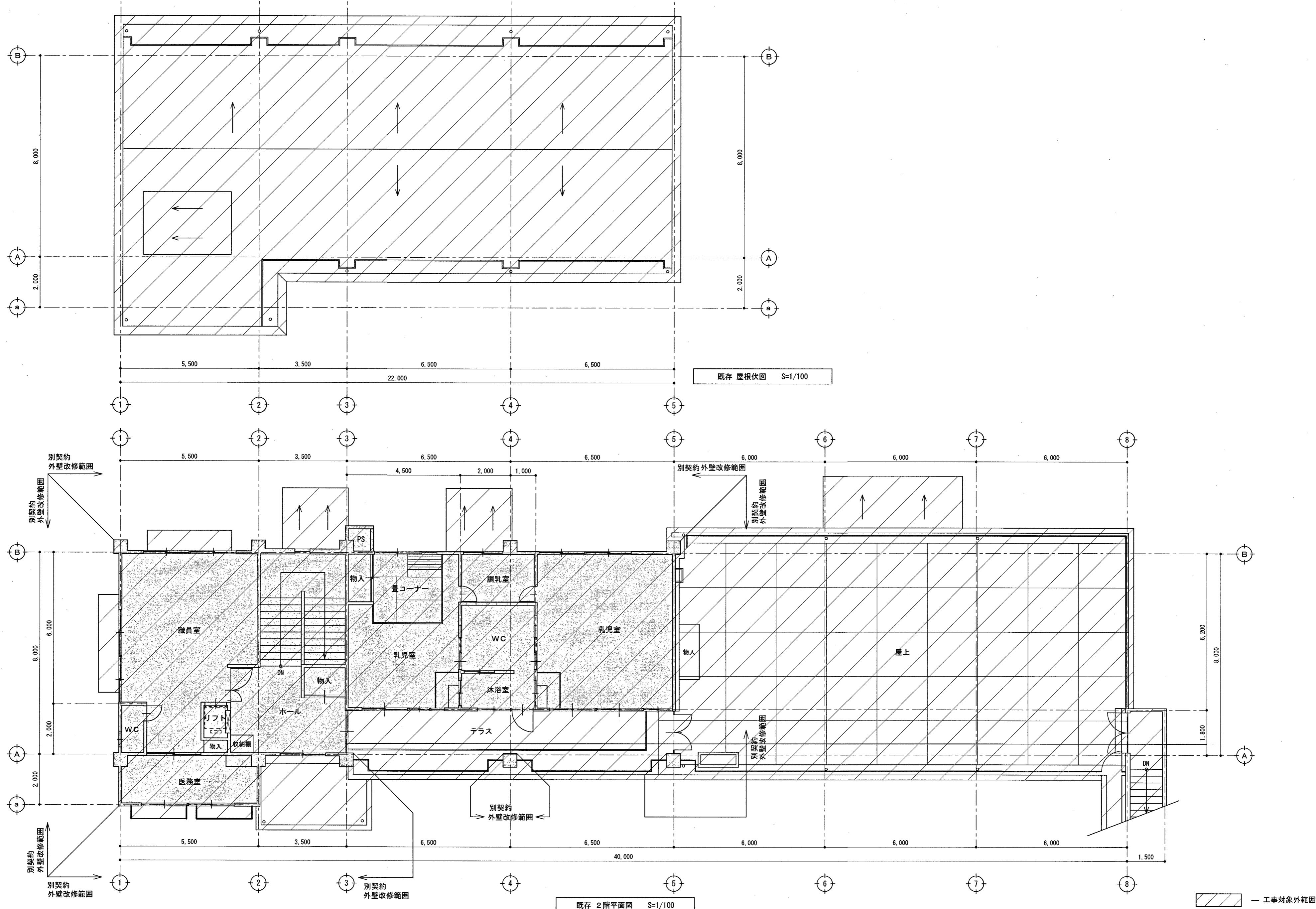
高知市 都市建設部 公共建築課				工事名 神田みどり保育園 2・3歳保育室 トイレ改修工事				松本琢史建築設計事務所			
係	係長	課長補佐	課長	図面名 仮設計画図				TAKUJI MATSUMOTO Architect & Associates			
				CHECKED BY				DRAWN BY Matsumoto			
用紙サイズによる縮尺補正值 A2: 100% A3: 70.7%				SCALE 1/100				一級建築士大臣登録第322947号 松本琢史			



既存 1階平面図 S=1/100

— 工事対象外範囲

高知市 都市建設部 公共建築課				工事名 神田みどり保育園 2・3歳保育室トイレ改修工事				松本 孫史建築設計事務所			
係	係長	課長補佐	課長								
				図面名 既存 1階平面図				TAKUJI MATSUMOTO Architect & Associates			
				CHECKED BY				DRAWN BY Matsumoto			
用紙サイズによる縮尺補正値 A2: 100% A3: 70.7%				SCALE 1/100				NO A-10			



既存 2階平面図 S=1/100

用紙サイズによる縮尺補正值 A2 : 100% A3 : 70.7%

高知市 都市建設部 公共建築課				工事名 神田みどり保育園 2・3歳保育室トイレ改修工事				松本琢史建築設計事務所				NO A-11
係	係長	課長補佐	課長									SCALE 1/100
				図面名 既存 2階平面図・屋根伏図				TAKUJI MATSUMOTO Architect & Associates				
				CHECKED BY				DRAWN BY				Matsumoto

内部仕上表

階数	室名	床(解体内容)		巾木		壁		廻り縁		天井		天井高	備考
1階	WC(2・3歳)	改修前	KF1	モルタル下地【既存のまま】 仕上材(ビニール床シート張り)【撤去】	KH1	木製巾木 H=100【撤去】	KW1 モルタル仕上 +EP塗【既存塗膜をRAIにて撤去】 腰壁:モルタル下地 100角タイル張り【既存のまま】-劣化改修(A-14)参照 腰壁:CB t 100下地 モルタル塗+100角タイル張り CB下地共【撤去】 腰壁:CB t 100下地 石膏ボードt 12.5張りEP塗 CB下地共【撤去】	KC1 塩ビ【撤去】	LGS下地【撤去】 仕上材(GB-D t =9貼)【撤去】 梁型モルタルEP塗【既存のまま】-劣化改修(A-14)参照	2,300	トイレベース【撤去】 床点検口600角(2箇所)【撤去】 天井点検口450角(1箇所)【撤去】		
		改修後	F1	乾式二重床+構造用合板t=12+12捨張り+ ビニール床シートt=2.0張り【新設】	H1	床材巻上げ H=100【新設】	W1 (下地 既存モルタル上) + ポリマーセメントモルタル薄塗の上 化粧けい酸ガラム板t=6.0張り(接着改修工法)【新設】 (下地 既存タイル仕上) + ポリマーセメントモルタル薄塗の上 化粧けい酸ガラム板t=6.0張り(接着改修工法)【新設】 LGS100下地 GB-S t=9.5+化粧けい酸ガラム板t=6.0張り【新設】 LGS65下地 構造用合板t=12+化粧けい酸ガラム板t=6.0張り【新設】 LGS100下地 GB-R t=9.5+9.5+EP-G塗【新設】	H2	木製巾木 H=100【新設】 UC塗【新設】	W2 木製巾木 H=100【新設】	W3 W4 W5	C1 LGS下地+DR t=9.0張り【新設】 (既存染型モルタル面) EP-G塗 梁側面共【塗替え】	2,200

既存解体

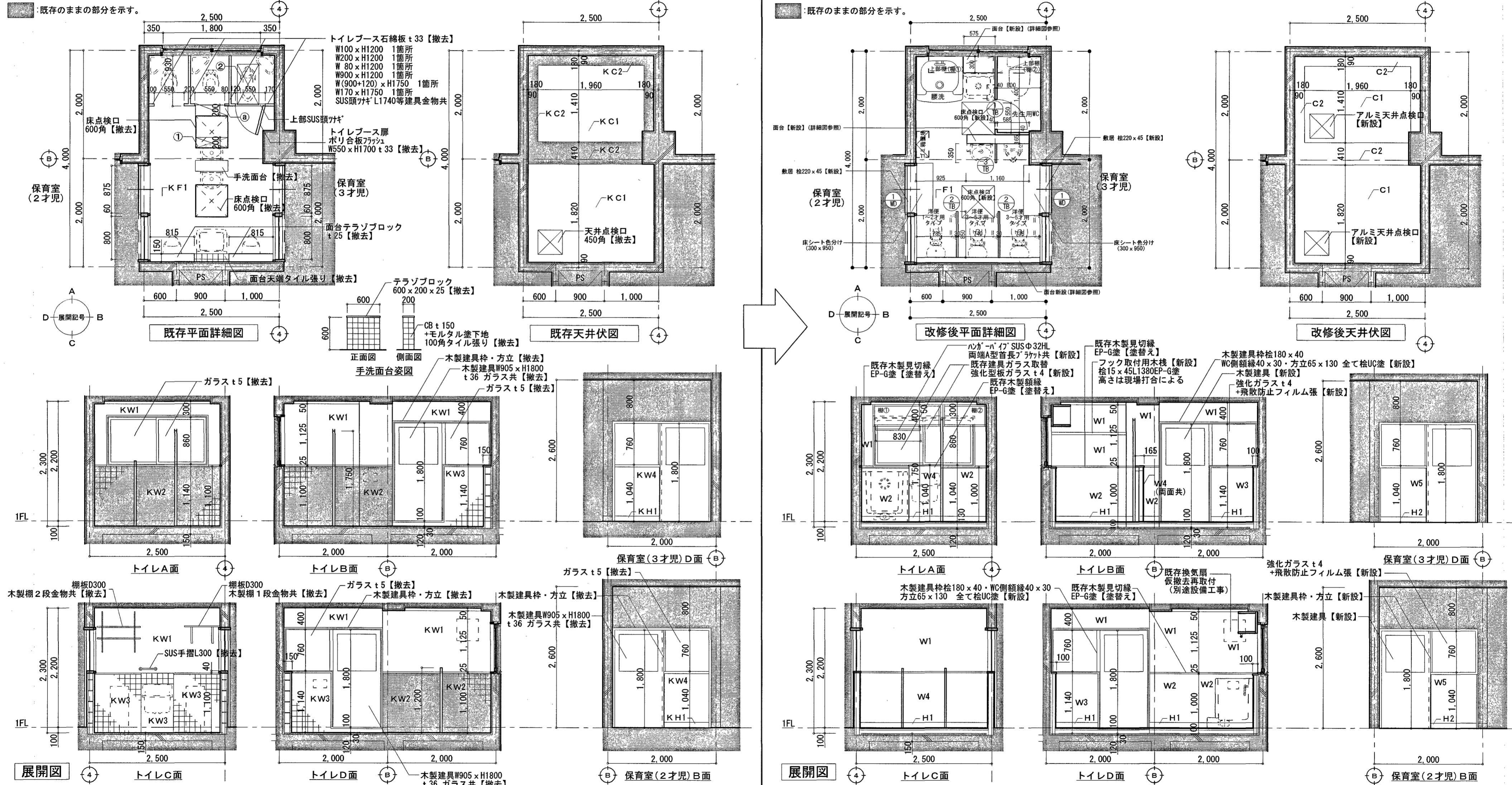
平面詳細図・天井伏図・展開図

S=1:50

改修後

平面詳細図・天井伏図・展開図

S=1:50



※ 換気扇、照明器具、ペーパータオルホルダー、衛生陶器類、配管、電気配線、コンセント・スイッチ類の撤去は別途設備工事で行う。

※ 解体後、鉄筋露出部分は錆止め塗りを行う。

既存平面詳細図凡例 ① 床点検口撤去跡600×200開口閉塞

② 床コンクリート400×750×t 150撤去(ビニール床シート仕上共) 4方カッタ-入れ共 撤去跡開口閉塞

③ 床コンクリート600×200×t 150撤去 3方カッタ-入れ共

高知市 都市建設部 公共建築課

係 係長 課長補佐 課長

工事名 神田みどり保育園2・3歳保育室

図面名 仕上表・平面詳細図・展開図・天井伏図

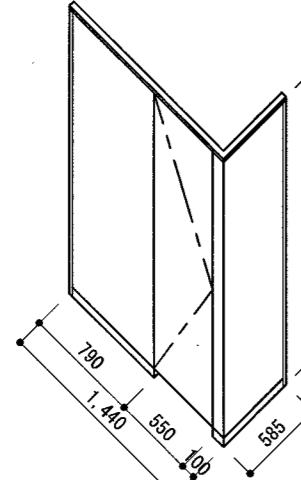
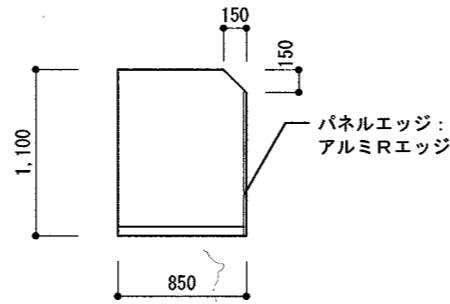
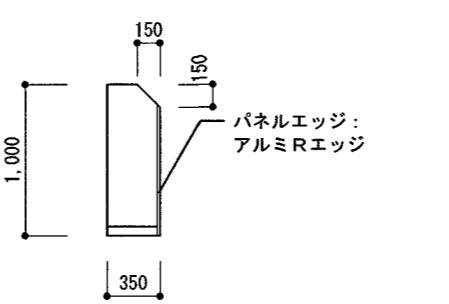
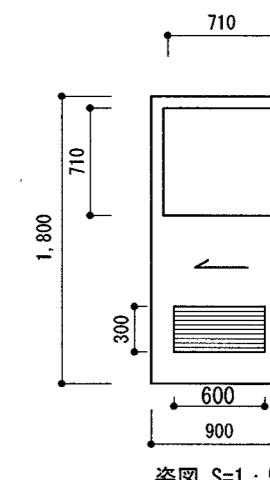
CHECKED BY DRAWN BY Matsumoto

松本 琢 史 建築設計事務所
TAKUJI MATSUMOTO Architect & AssociatesNO A-12
SCALE 1/50

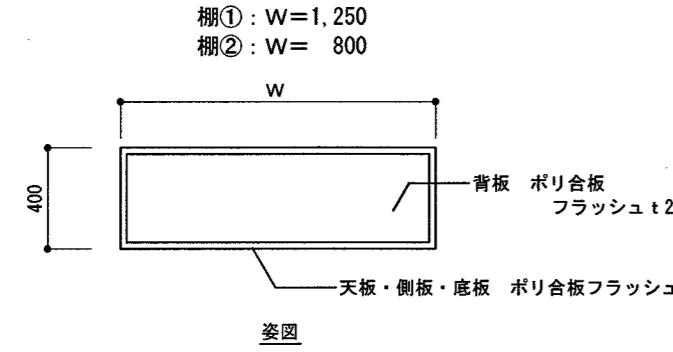
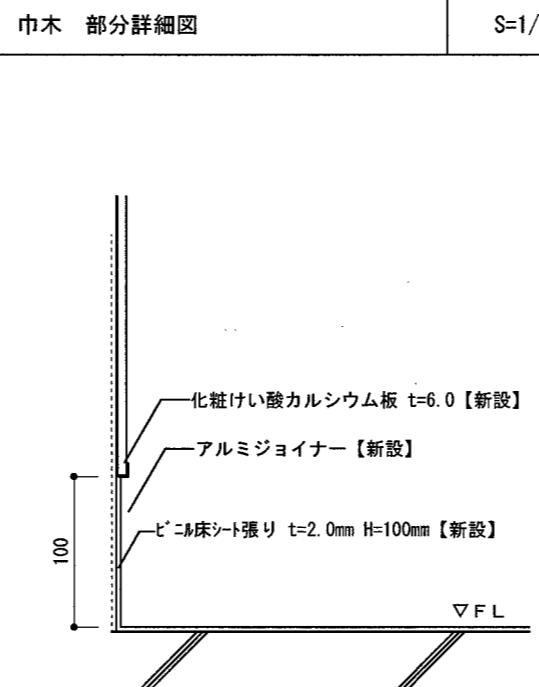
- 建築士大日本登録第322947号 松本琢史

用紙縮尺： A2-100% A3-70.7%

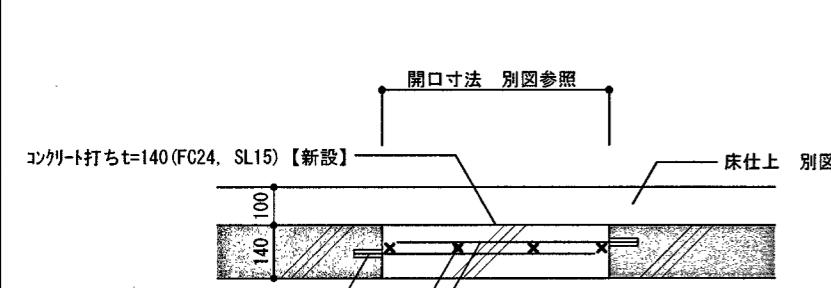
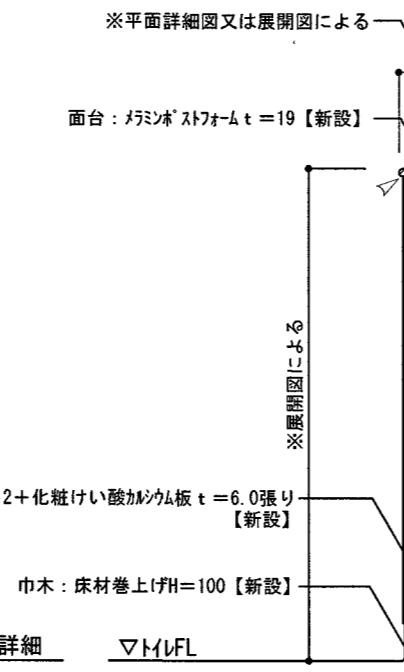
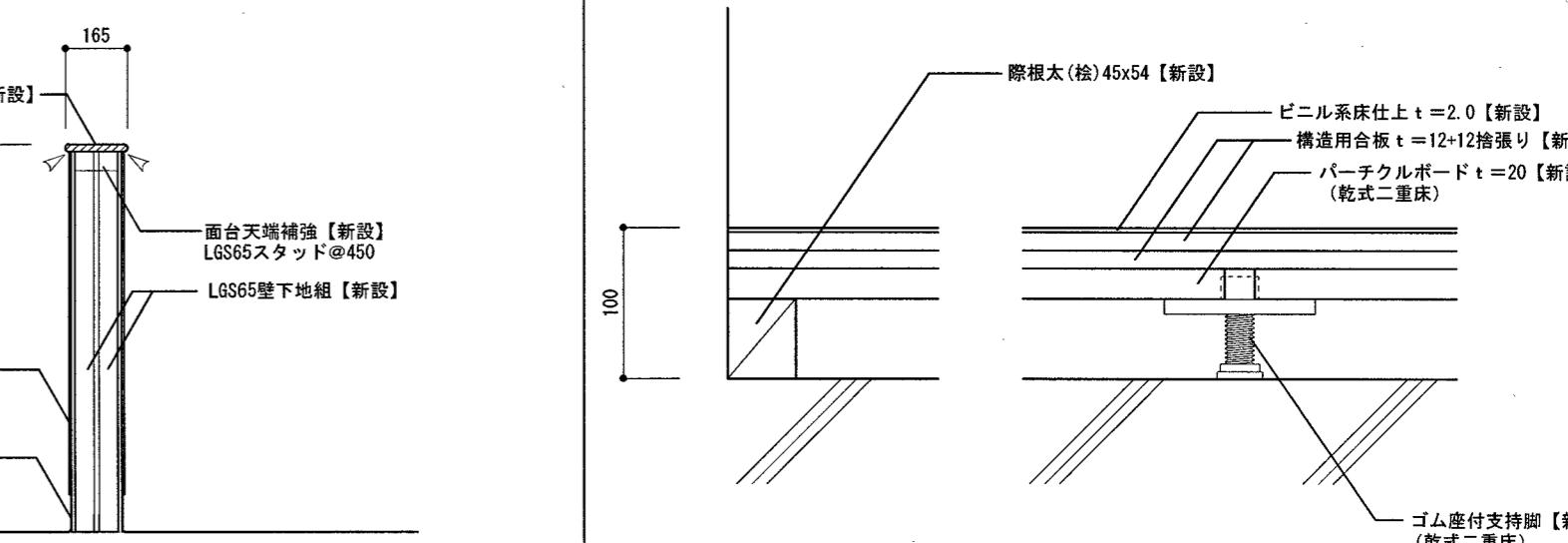
建具表

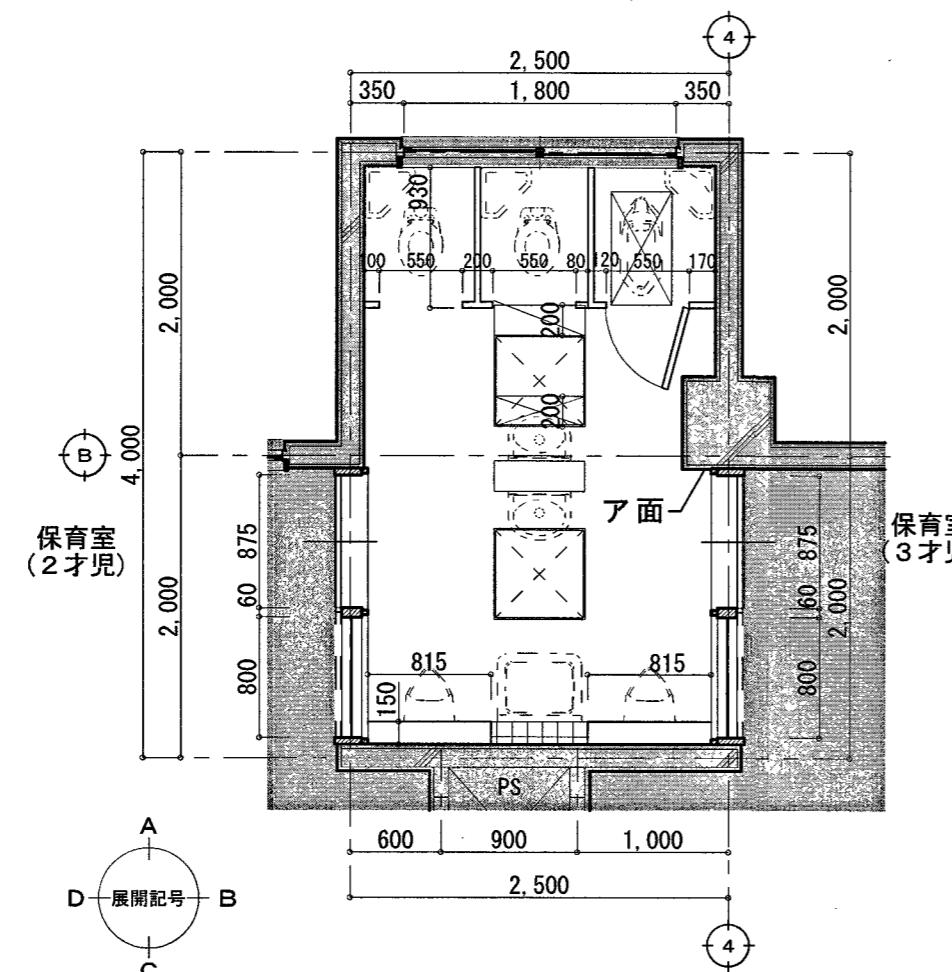
番号	1 TB 1階 2・3歳児トイレ	箇所数 1	2 TB 1階 2・3歳児トイレ	箇所数 2	3 TB 1階 2・3歳児トイレ	箇所数 1	1 WD 1階 2・3歳児トイレ	箇所数 2
形状寸法	 アカリ図 S=1:50 見込40		 姿図 S=1:50 見込30		 姿図 S=1:50 見込30		 見込40 姿図 S=1:50	
材種	トイレベース (表面材: 高圧メラミン樹脂化粧板 芯材: ベーパーコア) 巾木タイプ		トイレベース (表面材: 高圧メラミン樹脂化粧板 芯材: ベーパーコア) 巾木タイプ		トイレベース (表面材: 高圧メラミン樹脂化粧板 芯材: ベーパーコア) 巾木タイプ		ポリ合板フラッシュ片引き戸	
金物	スライドロック(非常解錠付)、SUS巾木、アルミRエッジ、アルミ笠木、帽子掛け戸当		SUS巾木、アルミRエッジ、標準金物一式		SUS巾木、アルミRエッジ、標準金物一式		大型壜込引手・フラッターレール・指詰め防止戸当り・戸尻戸当ゴム	
塗装							小口(栓) UC塗	
ガラス							強化ガラス(学校向け) t 4 + 飛散防止フィルム ガラス留シリンク 5x5(SR-1)	
備考							木製ガラリ(栓 UC塗・片羽根)	

家具図

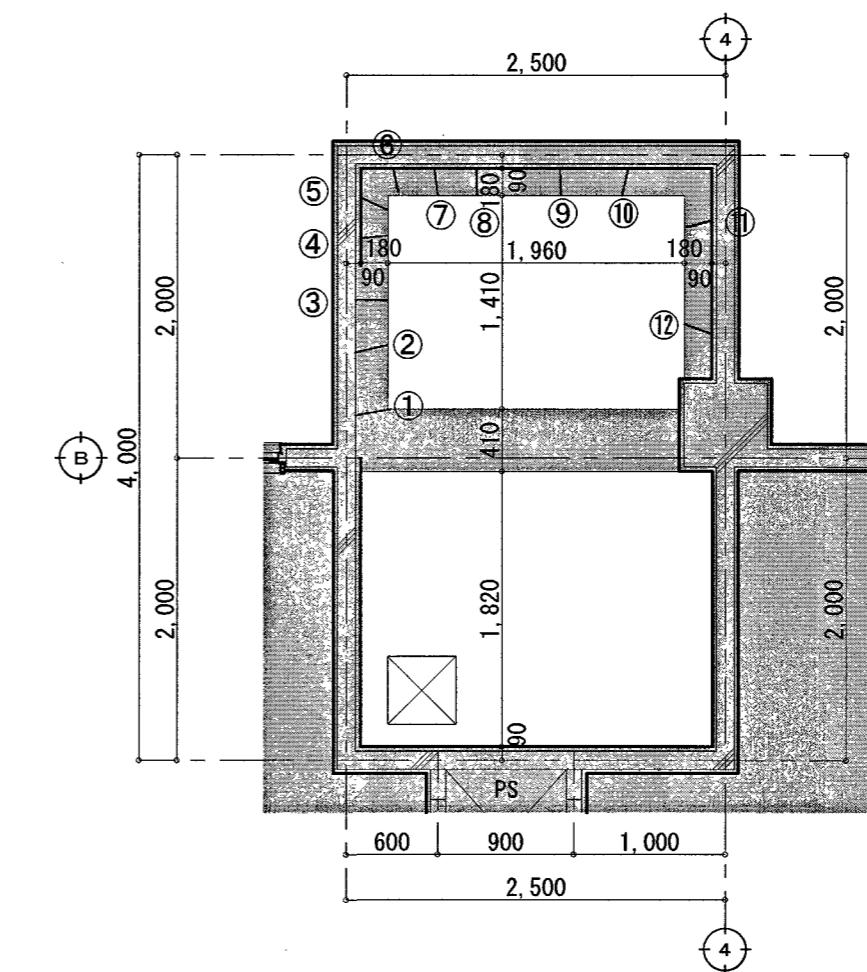
番号	棚①② 1階 2・3歳児トイレ	箇所数 2	巾木部分詳細図 S=1/5
形状寸法	 棚①: W=1,250 棚②: W= 800 W 400 25 350 天板・側板・底板 ポリ合板フラッシュ t 25 姿図 断面図 S=1:30		 化粧けい酸カルシウム板 t=6.0【新設】 アルミジョイナー【新設】 ビニル床シート張り t=2.0mm H=100mm【新設】 ▽FL
材種	ポリ合板フラッシュ・小口メラミン化粧板(カラーコア)		
金物			
塗装			
備考			

部分詳細図

床開口閉塞 部分詳細図 S=1/20	面台 部分詳細図 S=1/20	乾式二重床 部分詳細図 S=1/5
 コンクリート打ち t=140(FC24, SL15)【新設】 接着系あと施工アンカ-D13【新設】 SD295 D13@200(行3共) 開口寸法 別図参照 床仕上 别図参照	 面台: メラミンストフォーム t=19【新設】 壁下地組 構造用合板 t=12+化粧けい酸カルシウム板 t=6.0張り【新設】 巾木: 床材巻上げH=100【新設】 壁付部分詳細 ▽FL ※平面詳細図又は展開図による 自立部分詳細 ▽FL	 面台: メラミンストフォーム t=19【新設】 面台転倒防止補強 LGS開口補強材 あと施工アンカー(金属系)M10@900【新設】 面台転倒防止補強【新設】 LGS65スタッド@450 LGS65壁下地組【新設】 構造用合板 t=12+化粧けい酸カルシウム板 t=6.0張り【新設】 巾木: 床材巻上げH=100【新設】 面台天端補強【新設】 LGS65スタッド@450 LGS65壁下地組【新設】 △ シーリング SR-1 10x10 を示す ボストフォーム: 既製品面台材(MDF下地、メラミン化粧板表面仕上、表としとなる小口は全面R形状加工)

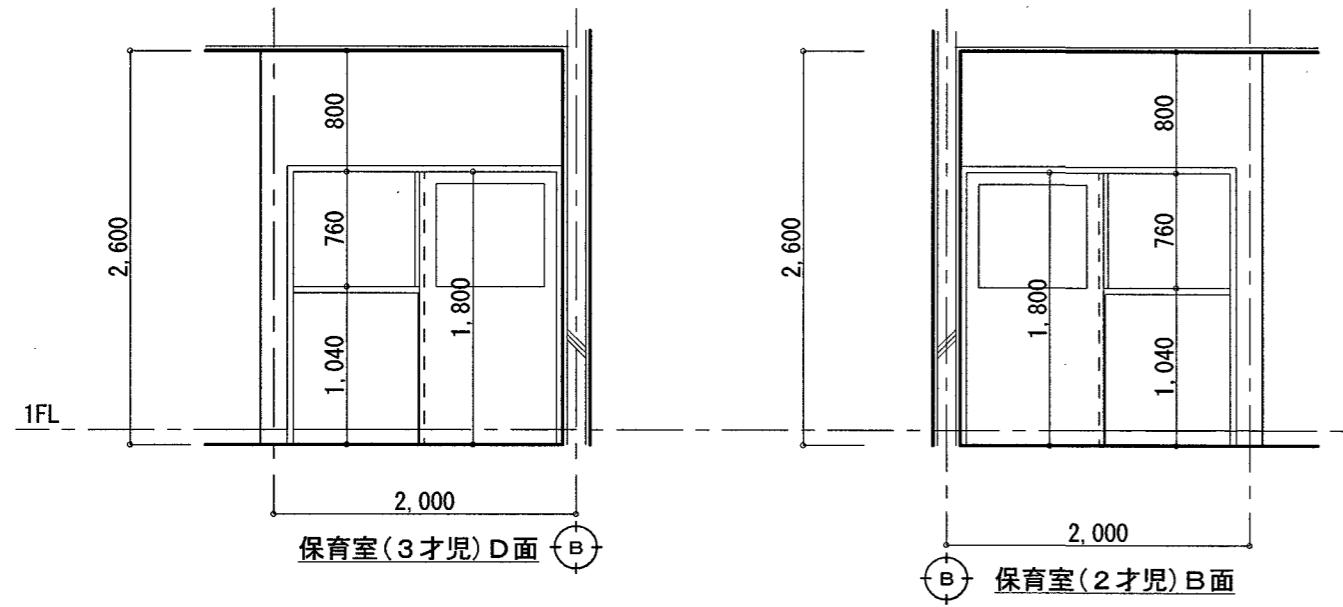
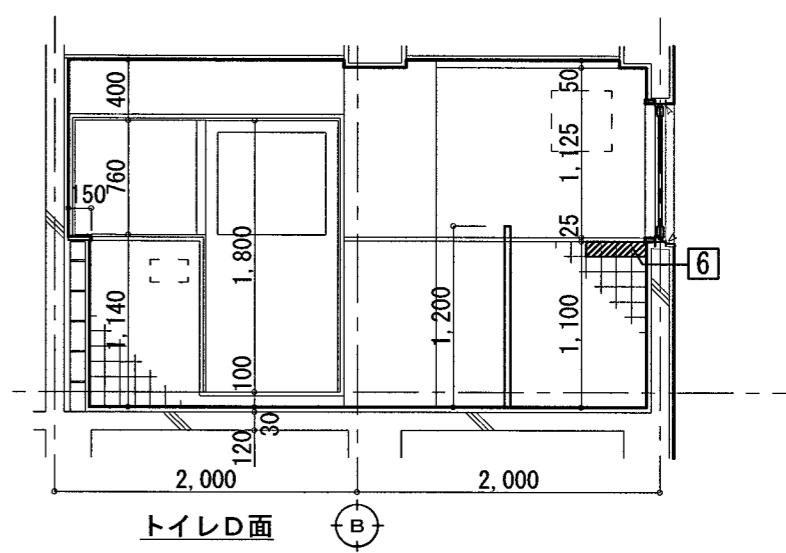
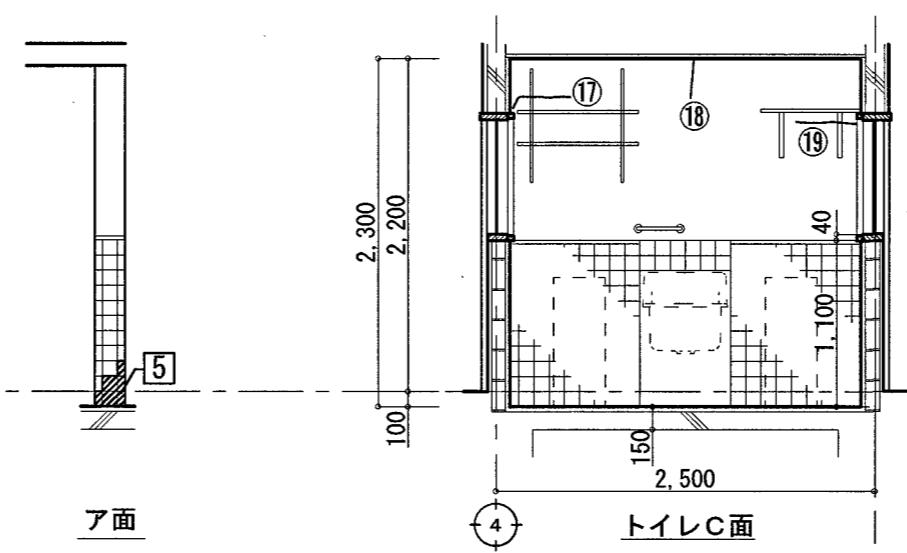
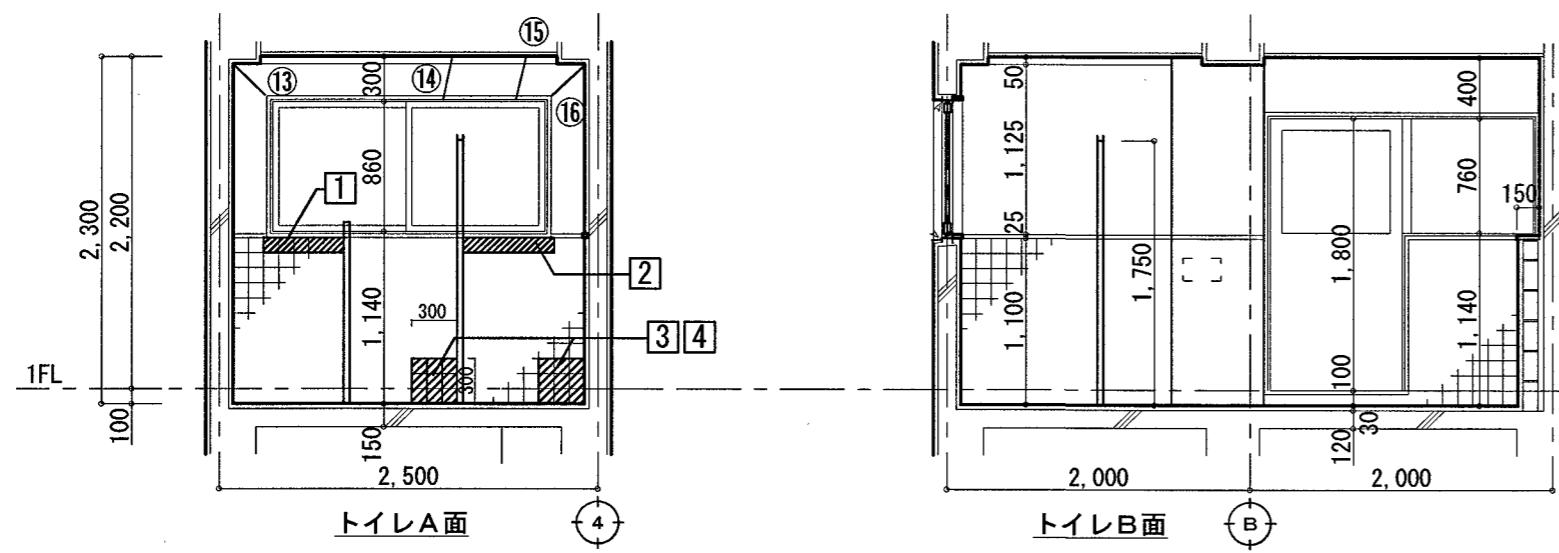


既存平面詳細図



既存天井伏図

展開図



【ひび割れ 0.2mm以上1.0mm未満】

番号	幅	長さ									
①	0.2	0.18	⑥	0.2	0.18	⑪	0.2	0.18	⑯	0.2	0.28
②	0.2	0.18	⑦	0.2	0.18	⑫	0.2	0.18	⑭	0.2	0.30
③	0.2	0.18	⑧	0.2	0.18	⑬	0.2	0.28	⑮	0.2	0.17
④	0.2	0.18	⑨	0.2	0.18	⑭	0.2	0.30	⑯	0.2	0.15
⑤	0.2	0.18	⑩	0.2	0.18	⑮	0.2	0.30	合計		3.94

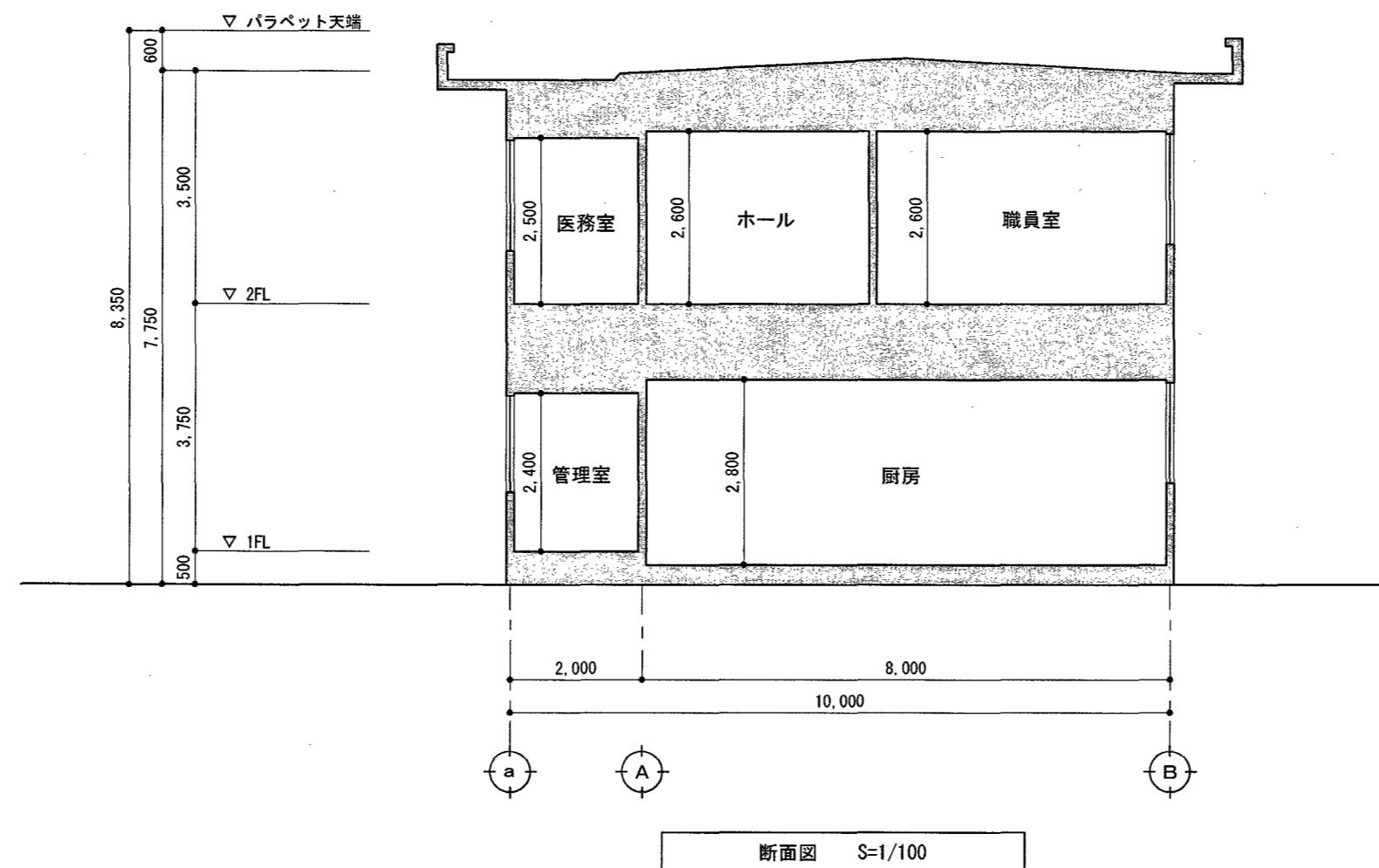
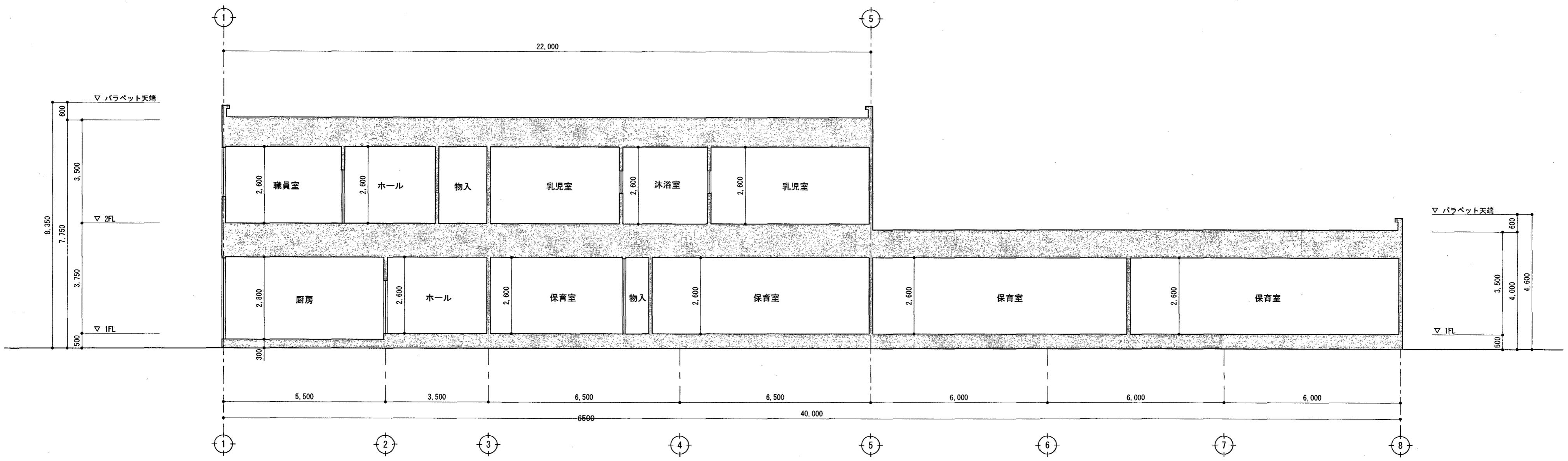
【タイル張り劣化部】

番号	寸法	面積	番号	寸法	面積
1	0.1 × 0.5	0.05	6	0.1 × 0.4	0.04
2	0.1 × 0.7	0.07	合計		0.4
3	0.3 × 0.3	0.09			
4	0.3 × 0.3	0.09			
5	0.2 × 0.3	0.06			

撤去するタイルの周囲はカッターアイリスを行なうこと

凡例		
記号	名称	数量
——	ひび割れ(幅0.2~1.0mm未満)	3.94m
▨	タイル撤去モルタル補修	0.4m ²

クラック処理部分 : (0.2mm以上1.0mm未満) 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法



【参考図】

高知市 都市建設部 公共建築課				工事名 神田みどり保育園 2・3歳保育室トイレ改修工事				松本琢史建築設計事務所			
係	係長	課長補佐	課長								
				図面名 断面図【参考図】							
				CHECKED BY				DRAWN BY			
								Matsumoto			

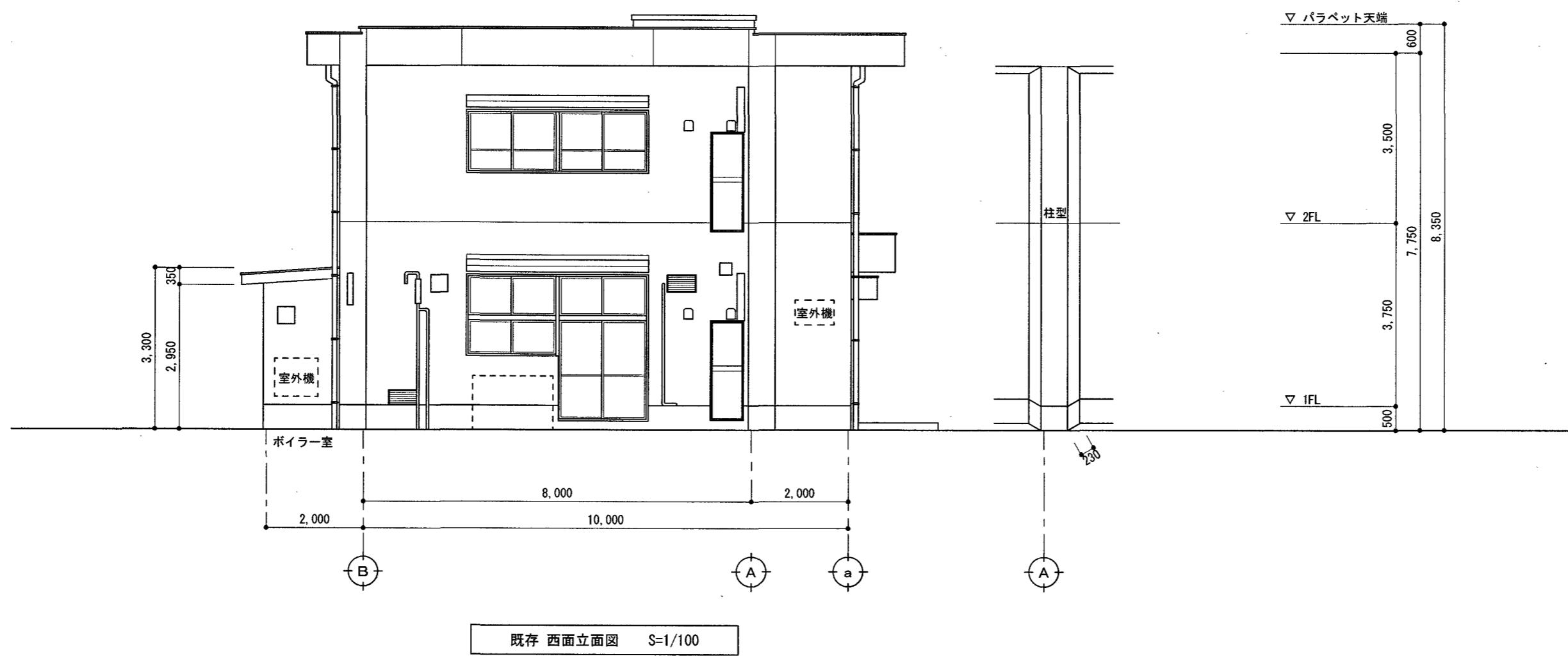
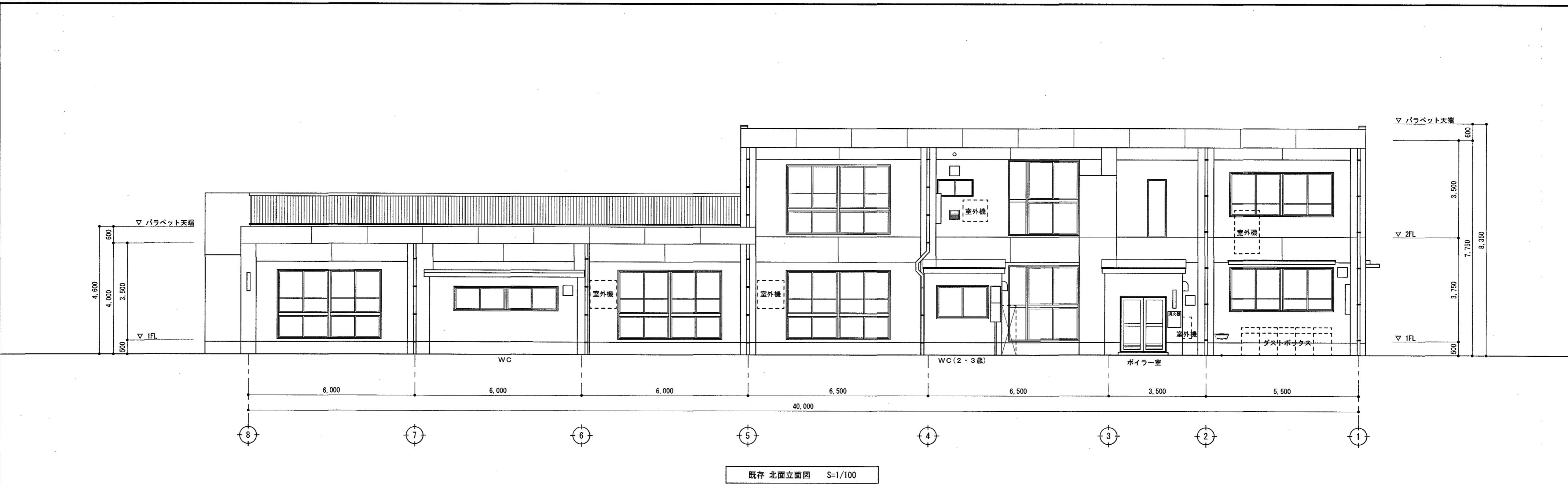
用紙サイズによる縮尺補正値 A2: 100% A3: 70.7%

NO A-15

SCALE 1/100

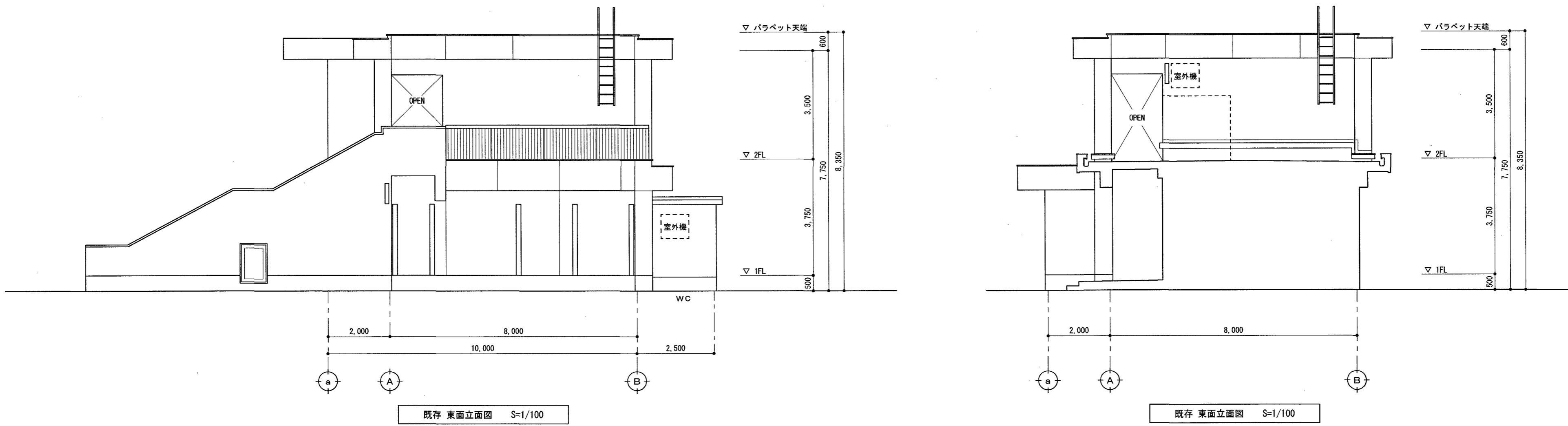
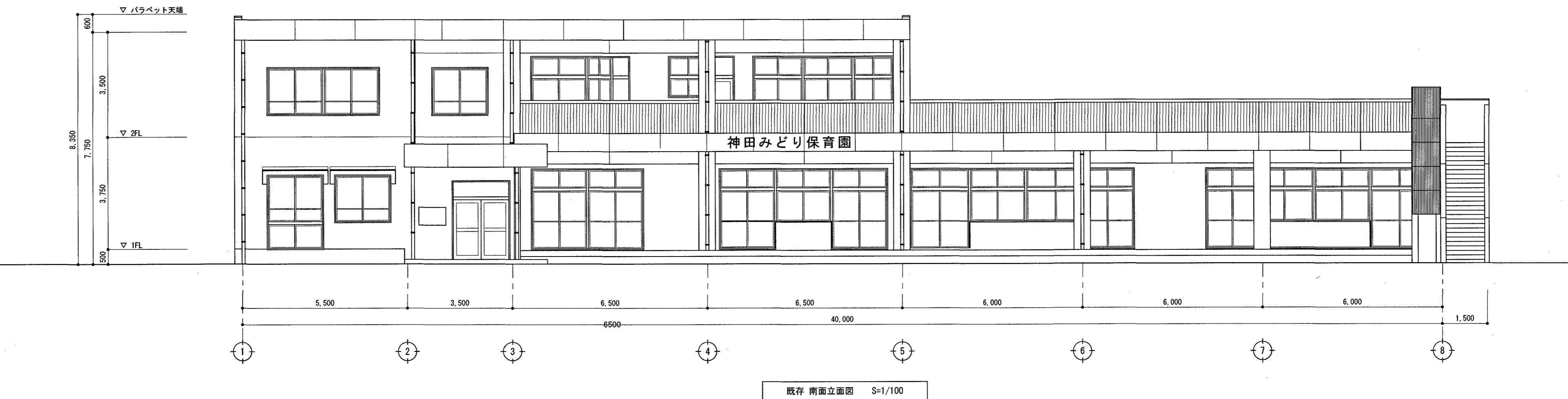
TAKUJI MATSUMOTO Architect & Associates

一級建築士大臣登録第322947号 松本琢史



【参考図】

				高知市 都市建設部 公共建築課				工事名 神田みどり保育園 2・3歳保育室トイレ改修工事				松本琢史建築設計事務所 TAKUJI MATSUMOTO Architect & Associates				NO A-16	
				係	係長	課長補佐	課長	図面名 既存立面図(1)【参考図】									
																SCALE 1/100	
																用紙サイズによる縮尺補正值 A2:100% A3:70.7%	
																CHECKED BY DRAWN BY Matsumoto	
																一級建築士大臣登録第322947号 松本琢史	



【参考図】

高知市 都市建設部 公共建築課				工事名 神田みどり保育園 2・3歳保育室トイレ改修工事				松本琢史建築設計事務所 TAKUJI MATSUMOTO Architect & Associates				NO A-17
係	係長	課長補佐	課長									
				図面名 既存立面図(2)【参考図】								
				CHECKED BY	DRAWN BY	Matsumoto						SCALE 1/100
用紙サイズによる縮尺補正值 A2:100% A3:70.7%												